

提案・要望書

平成 21 年 6 月

九州地方知事会

提案・要望について

平成 21 年 6 月佐賀県で開催した九州地方知事会議で議決した提案・要望事項について、その実現に御高配を賜りますようお願いいたします。

平成 21 年 6 月

九州地方知事会

会長 長崎県知事 金子 原二郎

副会長 佐賀県知事 古川 康

福岡県知事 麻生 渡

熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県知事 広瀬 勝貞

宮崎県知事 東国原 英夫

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

沖縄県知事 仲井眞 弘多

山口県知事 二井 関成

目 次

ゴシック太字は、特に重要かつ
緊急なものとして特別提案・要
望事項の決議を行ったもの

〔地方行財政対策〕

1	地方分権の推進について	1
2	市町村合併の積極的な推進並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するための施策の展開について	3
3	九州・山口地方における社会資本整備の推進について	5
4	地方税財政対策について	6
5	直轄事業制度の見直しについて	11

〔地域振興対策〕

6	景気及び雇用対策について	12
7	特定地域の振興対策について	13
8	新たな過疎対策法の制定について	15
9	中心市街地・中小小売商業活性化対策の充実・強化等について	17
10	アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成について	18

〔農林水産業の振興対策〕

11	食料・農業・農村政策の推進について	19
12	W T O 農業交渉及び日豪 E P A 交渉における適切な対応について	23
13	農林水産業用燃料・資材価格高騰対策について	25
14	高病原性鳥インフルエンザ対策について	27
15	配合飼料価格高騰対策と自給飼料増産対策について	28
16	森林整備法人の経営改善について	29
17	新たな森林・林業・木材産業政策の推進について	31
18	水産政策の推進について	33
19	新日中・日韓漁業協定発効後の漁業秩序維持及び資源管理対策等について	35
20	有明海・八代海の再生について	37

〔国土・災害対策〕

21	水資源対策等の推進について	39
----	---------------	----

22	国土保全に関連する施策の充実について	40
23	国土保全対策及び防災対策の総合的な実施について	42
24	浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助率の見直しについて	44

〔運輸・交通対策〕

25	道路整備のための予算確保について	45
26	高規格幹線道路の整備促進並びに降雪時対策について	46
27	地域高規格道路の整備促進等について	48
28	新幹線ネットワークの早期実現について	50
29	日豊本線の高速化、複線化の推進について	52
30	第三セクター鉄道に対する支援について	53
31	地域航空システムの推進について	55
32	離島航路維持・安定化施策の拡充について	57
33	九州本土間及び九州と他の地域を結ぶフェリー航路に対する支援について	58
34	羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保について	60
35	アジア各国との航空自由化の推進及び地方空港の国際定期便に係る着陸料の引き下げについて	61
36	港湾の整備促進について	62
37	空港・港湾におけるC I Q体制の充実強化及び審査の迅速化について	64
38	バス運行対策の推進について	65
39	N P O等による自家用有償旅客運送の促進について	66

〔福祉・環境対策〕

40	保健医療対策の推進について	67
41	介護保険制度の円滑な実施について	70
42	療養病床の再編成について	72
43	障害者保健福祉施策の推進について	74
44	少子化対策について	76
45	保育所における看護師等配置の促進について	78
46	社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づく都道府県補助の見直しについて	79
47	新興の動物由来感染症の緊急対策について	80
48	T S E (伝達性海綿状脳症)スクリーニング検査等について	82
49	男女共同参画社会の推進について	83

50	同和問題等あらゆる人権問題解決に向けた施策の推進について	85
51	ハンセン病問題対策について	86
52	水俣病対策の推進について	87
53	アスベスト対策について	88
54	廃棄物処理対策の強化について	89
55	海岸域へ漂流・漂着する流木やごみ対策について	91
56	消費者の視点に立ち地方が主役となる消費者行政の実現について	92
57	光化学オキシダントの高濃度現象に係る対策について	94

〔教育・情報対策〕

58	市町村への教職員人事権の移譲について	95
59	政府開発援助(O D A)等を活用した留学生対策等の拡充について	97
60	公立高等学校施設の耐震化のための地方財政措置の拡充について	98
61	地域の情報化の推進について	99

〔その他〕

62	米軍基地問題の解決促進について	103
63	佐世保港におけるすみ分けの早期実現について	105
64	太陽光発電システム及び次世代型自動車の導入促進について	106
65	北朝鮮による拉致問題の早期解決について	107
66	中国からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証(ビザ)の発給に係る取扱いの緩和等について	108
67	新しい公益法人制度へのスムーズな移行に係る取組について	109

〔 地方行財政対策 〕

1 地方分権の推進について

【 提案の背景・理由 】

地方分権の推進は、地域の特性に応じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで不可欠です。

平成20年12月、地方分権改革推進委員会が取りまとめた「第2次勧告」を受け、政府においては、本年3月、「出先機関改革に係る工程表」を策定されたところで

す。また、平成21年度には、地方分権改革推進委員会が、地方税財政制度の見直しに関する「第3次勧告」を行い、その後、政府においては、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」が国会に提出される予定であり、まさに、今年

は第二期地方分権改革の総仕上げの時期を迎えます。このように、地方分権改革の具体策が示されていく中で、地方の求める真の分権型社会の実現に向け、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【 要望事項 】

(1) 国と地方の役割分担の明確化

「地方でできることは地方が担う」という原則の下、国と地方の役割分担をより一層明確化したうえで大胆に見直し、地方で行うべきものについては、事務・権限と財源を一体的に移譲

国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金総件数の大幅削減により、国・地方を通じた行政の簡素・効率化を推進

(2) 地方税財源の充実・強化等

地方が自主・自立的な行財政運営ができるよう、当面、国税と地方税の税源配分5：5を目指した、国から地方への一層の税源移譲の推進及び地方税財源の充実・強化

税源移譲に当たり、地域間格差が拡大することのないよう、地方消費税の充実などによる偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び移譲財源の一部を各地方公共団体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築

地方交付税については、社会保障関係の経費が増大し続ける中、住民生活を守り、地域の活性化が図られるよう、地域の実情に即した地方再生の取組などを含めた地方の単独事業を中心とした財政需要を地方財政計画に適切に反映させ、その総額を早急に復元・増額し、財源保障・財源調整の両機能を充

実

併せて、法定率を引き上げるとともに、国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」として、地方固有財源であることを明確化

(3) 国との協議の場の設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が対等・協力の立場で協議を行う「(仮)地方行財政会議」の法律に基づく設置

「(仮)地方行財政会議」が設置されるまでの間、「国・地方の定期意見交換会」による協議を継続的に実施

(4) 道州制に関して

道州制は、国と地方双方の政府を再構築するものであることから、道州制については、平成19年1月に全国知事会が取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」の「道州制の基本原則」及び平成20年10月に九州地域戦略会議が策定した「九州モデル」を踏まえ、国と地方が一体となった検討機関を設置し、中央省庁の解体再編を含めた中央政府のあり方及び地方の役割、地方公共団体の条例制定権の拡充・強化の方策、自主性・自立性の高い地方税財政制度の構築等を具体的に検討

道州制議論にかかわらず、地方分権改革推進法に沿った第二期地方分権改革の着実な推進

2 市町村合併の積極的な推進並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するための施策の展開について

【提案の背景・理由】

地方分権の担い手である市町村が、基礎自治体として行政サービスの維持・向上と行政の効率化を図るためには、市町村合併は不可欠の課題です。

このため、平成17年4月1日に施行された市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）の下でも、各県における市町村合併の状況に応じて都道府県に与えられた権限やその政策手段を総合的に活用しながら、市町村合併を進める必要があります。

ついでには、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村に対し引き続き支援を行うとともに、各県の状況に応じた市町村合併をさらに推進し、分権型社会に向けた体制を整備するため、次のとおり施策の充実・強化等を提案します。

【要望事項】

（１）合併した市町村に関する支援策

合併市町村補助金

- ア 各交付年度における合併市町村の需要に応じた交付のための、年度当初での適切な予算措置
- イ 対象要件の緩和並びに、補助事業の弾力的な運用

合併市町村において周辺部となる旧町村地域の不安や懸念を払拭するために、県が特別に講じる各種対策に対する財源措置

地方交付税による措置の継続や拡充など特別な財政措置

1 島1町村や山間奥地など合併への制約が極めて大きいにもかかわらず、合併した市町村の医療や交通対策等住民生活に密着した行政サービスの維持・向上を図るための地方交付税による措置の継続・拡充など特別な財政措置

合併特例債の弾力的な運用

市町村合併支援道路の対象となる国道、県道及び市町村道にかかる直轄事業及び補助事業の対象要件の緩和など弾力的な運用

（２）合併新法下での合併に関する推進策

合併推進債の弾力的な運用

- ア 都道府県の構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村において

合併により必要とされる事業の対象要件の緩和

- イ 公営企業（上水道事業、下水道事業、病院事業）にかかる合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資及び補助の対象事業への追加
- ウ 都道府県が合併市町村の一体化を促進するために行う道路整備事業の対象要件の緩和

合併推進債の交付税措置率の引き上げ

地域経済の活性化効果が強く合併市町村基本計画の達成に資する事業に対する交付税措置率の引き上げ

地方交付税による措置の継続や拡充などの特別な財政措置

1 島 1 町村や山間奥地など合併への制約が極めて大きい地域について、合併後も医療や交通対策等住民生活に密着した行政サービスの維持・向上を図るための地方交付税による措置の継続や拡充など特別な財政措置

合併困難な市町村に対する特別な方策

地理的条件等により合併困難地域となる市町村の行政サービス維持などの観点を踏まえた特別な方策の速やかな提示

（ 3 ） 合併新法失効後の合併に関する推進策

合併新法失効後における自主的な市町村合併に係る障害除去等の措置の速やかな提示

3 九州・山口地方における社会資本整備の推進について

【提案の背景・理由】

九州・山口地方における道路、下水道等の社会資本の整備は、全国水準に達しておらず、とりわけ新幹線、高速道路、空港、港湾などの広域交通ネットワークやIT革命の推進に対応した情報通信基盤の整備は、住民の利便性向上のみならず、各種の機能強化と地域活性化のための緊急な課題であり、事業の実施に当たっては、地域間格差の是正という視点が必要です。

更に、毎年のように台風・集中豪雨・少雨・火山活動等による各種の被害を受けており、砂防・治山・治水・高潮対策等の国土保全や農山漁村整備対策なども、九州・山口地方にとって緊急かつ重要な課題です。

また、低所得者等の居住の安定の観点から、高度成長期に大量供給された公営住宅等の公共賃貸住宅の更新及び改善による良質な住宅の確保が必要です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土の構築による、美しく、暮らしやすい国土の形成並びに、九州・山口地方におけるシビルミニマムとしての社会資本の整備の重点的促進

4 地方税財政対策について

【提案の背景・理由】

平成21年度地方財政計画においては、雇用創出、地域の安全安心の確保や地域活性化事業の円滑な実施への対応として、地方交付税が既定の加算とは別枠で1兆円増額され、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は前年度比15%増の約2.1兆円となりました。

しかしながら、三位一体の改革前の水準には復元されていません。

今後とも社会保障関係経費の増大等が見込まれることや、世界的な経済危機の影響を受け、我が国の経済は本年も大幅なマイナス成長が見込まれるなか、経済・雇用情勢の大幅な悪化に伴う地方税及び地方交付税の原資となる国税5税の大幅な落ち込みが懸念されるところであり、地方財政は厳しい状況が予想されます。

一方で、地方分権が実行の段階を迎える中、地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、重点的かつ戦略的なIT施策の推進、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、少子・高齢化対策に対応した総合的な地域福祉施策の充実、循環型社会の構築など環境問題への対応、生活関連社会資本の整備等の増大する重要政策課題に係る財政需要に適切に対応することが求められています。

このような状況の中で、特に、財政基盤の脆弱な地方公共団体にとっては、一般財源が乏しく、これら重要政策課題の推進はもとより地域の実情や地域経済の動向に即応した弾力的な財政運営が難しい状況にあるため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の重点化を図り、財政体質の健全化に積極的に取り組んでいるところです。

地方公共団体が、自己決定・自己責任の原則に基づいて、自らの選択と財源により自主的・自立的な行政運営を行っていくためには、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、税源配分の抜本的な見直しを行い、地方歳出と地方税収入の乖離を縮小し、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤を構築する必要があります。

しかし、三位一体の改革の名の下に5.1兆円もの地方交付税等の大幅な削減が行われたことにより多くの地方公共団体の財政運営が困難になっている状況を踏まえると、地方公共団体間の財政力格差を是正し、一定の行政水準を維持・確保するためには、何よりも地方交付税の財源調整・財源保障の両機能が十分に発揮される必要があります。地方の財政需要を適切に反映させた上で地方交付税総額を復元・増額させる必要があります。

政府に対しては、引き続き住民生活に必要なサービスを行うために必要な財源の総額が安定的に確保されるよう強く求めるとともに、地方公共団体の財政状況を十分認識し、一層の地域間格差の是正に努め、各地方公共団体の毎年度の予算編成に支障が生じることのないよう次の事項に適切に対処されるよう提案します。

【要望事項】

(1) 地方分権に対応した地方税財源の拡充強化等

国と地方の税源配分の見直し並びに分権時代に相応しい地方税制の早期構築と地方税財源の拡充強化

国と地方の役割分担を踏まえた地方の歳出に見合う税財源の確保のための税源移譲を行い、まずは国税と地方税の税源配分を5：5にするとともに、地方消費税の充実等による偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築

地方消費税の充実

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していく財源としての地方消費税の充実

地方法人特別税の速やかな地方税としての復元

実質的な地方の税である地方法人特別税の、抜本的税制改革における、速やかな地方税としての復元

地方法人課税の分割基準の見直し等

地域間の税源偏在是正のための地方法人課税の分割基準の見直し、地方譲与税の譲与制限等による適切な対応及び財政力の格差に対する地方交付税による適切な是正

日本銀行の国庫納付金相当額の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額の法人関係税における課税対象化

国税による地方税への影響の遮断等

ア 国税における租税特別措置による地方税への影響の遮断並びに地方税の非課税措置・特例措置等の整理合理化及び新設・改廃等の際における地方の意見の反映

イ 社会保険診療報酬に対する事業税の非課税措置の早急な見直し

個人県民税の充実

地方税の基幹税であり負担分任の性格を有する個人県民税の充実

法人事業税における収入金課税制度の堅持

法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する現行収入金課税制度の堅持

不動産取得税の標準税率引き下げ特例措置等の見直し

県の貴重な自主財源である不動産取得税の標準税率引き下げ特例措置等の見直し及びその安定的確保

県及び市町村の貴重な自主税源であるゴルフ場利用税の現行制度堅持

自動車税における移転登録・抹消登録時の納税確認の義務付け等

自動車税における移転登録・抹消登録時の納税確認の義務付けなど、徴収

率向上や納税者の視点に立った徴税事務の改善並びに割賦販売代金が完済された所有権留保付き自動車の所有権移転の代位登録の実現

軽油引取税や自動車取得税の暫定税率による上乗せ税率分を含めた税制の堅持

安定的かつ県及び市町村の貴重な自主財源である軽油引取税や自動車取得税の暫定税率による上乗せ税率分を含めた税制の堅持及び平成21年度の税制改正に盛り込まれた自動車取得税の時限的軽減措置に係る減収についての都道府県に対する減収補てんの実施

地方債資金における良質な資金の安定的確保

地方債資金における長期低利の良質な資金の安定的な確保及び平成19年度から実施された高金利の公的資金の繰り上げ償還要件である実質公債費比率の引き下げ等、条件緩和による公債費負担のさらなる軽減

地方道路整備臨時貸付金の継続及び更なる充実策の検討

平成20年度に創設された地方道路整備臨時貸付金の継続及び更なる負担軽減など充実策の検討

振替債に係る利子の非課税化

「地方公共団体金融機構」が発行する債券に係る、非居住者、外国法人（外国投資信託の受託者である場合を含む。）が受け取る利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものの非課税化

（２）国庫補助負担金の改革等

「国庫補助負担金等に関する改革案」の着実な実施等

地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」の着実な実施及び一層の一般財源化の推進並びに地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を図るため、存続する国庫補助負担金の運用・関与に関する一層の改革

国の財政再建のための地方への負担転嫁拒否

国の財政再建のための単なる地方への負担転嫁の断固拒否

地方超過負担の実態把握による具体的な改善措置

地方超過負担の、早急な実態把握による、単価・対象・数量差等に対する具体的な改善措置

特定地域における特例措置の継続

歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄県など特定地域において講じられている補助制度等に係る特例措置の、平成16年11月の政府・与党合意の趣旨を踏まえた継続

後進地域特例法に基づく国庫負担割合に引上制度の算定方式の見直し

地方の経済基盤の強化により都市と地方の格差是正を図る後進地域特例法に基づく国庫負担割合の引上制度の算定方式の見直し

(3) 地方交付税総額の復元・増額及び財源調整機能・財源保障機能の回復

地方財政需要の地方財政計画への適切な反映等

「基本方針2006」により固定化された地方歳出の水準の見直し、社会保障関係経費の増大や地域活性化のための単独事業費といった地方の財政需要の地方財政計画への適切な反映、適正な法定率の設定及び臨時財政対策債の発行等によらない地方財政全体としての必要な額の復元・増額

財政需要の適切な積み上げによる財源調整機能・財源保障機能の回復

地方交付税総額の削減により多くの地方公共団体の財政運営が困難になっていることを踏まえ、財政力の地域間格差を是正するための財源調整・財源保障機能の回復

地方交付税の地方固有財源としての明確化

地方交付税を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」とし、地方固有の財源として明確化

「地方再生対策費」の総額の増額及び地域実情を反映した配分の実施

平成20年度に創設された「地方再生対策費」の総額の増額及び地方税の偏在是正による財源を活用する主旨に鑑みた、地理的に不利な条件や財源に乏しい点など、厳しい地域の実情を十分に反映した配分の実施

標準的な行政サービスとしての新たな基準財政需要額への算入

全国的に共通し、定着している乳幼児や障害者等への医療費助成、私学高等学校生徒の授業料軽減措置などの事業継続のため、標準的な行政サービスとしての新たな基準財政需要額への算入

「頑張る地方応援プログラム」の地方交付税別枠での所要財源の確保

「頑張る地方応援プログラム」の、頑張る地方を応援する地方活性化という趣旨に鑑みた、従来の地方交付税の別枠での所要財源の確保

累積した地方債の償還費に対する十分な交付税措置

累積した地方債の償還に対応できる健全な財政構造を確立するための財源対策債等、償還費に対する十分な交付税措置

地方交付税算定における透明性の確保等

地方交付税の算定における透明性の確保及び予見可能性の高度化並びに地方の財政需要実態を的確に把握する制度設計の実施

地方六団体参画の上での中期地方財政ビジョンの策定等

地方六団体を参画させた上での、早急な中期地方財政ビジョンの策定並びに地方財政が社会保障や公共事業など国の財政に連動する部分が多いことを考慮した、国の中期財政ビジョンの同時策定

地方財政対策の確定に当たっての十分な協議

三位一体の改革時と同様に、一方的に地方交付税が削減されるようなこと

がないよう、地方交付税総額の決定など地方財政対策の確定に当たっての十分な協議

「(仮)地方行財政会議」の法律に基づく設置

地方の意見を確実に反映するため国と地方が協議を行う「(仮)地方行財政会議」の法律に基づく設置

5 直轄事業制度の見直しについて

【提案の背景・理由】

直轄事業負担金については、国道事務所等の恒久的な庁舎の改修費が含まれているなど地方として納得できない実態が明らかになる中、国に対し内訳明細の情報開示を速やかに行うことを強く求めてきました。

先月末、平成20年度分の負担金の内訳が示されましたが、具体的な算定方法や考え方が明確になっておらず、地方が求めている内容に至っていません。

今後、地方自治体が住民への説明責任を果たせず、負担金の支払いができない重大な事態を招くことがないように、国は全国知事会や各都道府県の求めに応じて、さらに負担金の内訳等の情報開示を行う必要があります。

その上で、直轄事業制度の見直しに向けて、継続的に地方との協議を実施し、以下の点について取り組まれることを強く求めます。

【要望事項】

- (1) 速やかに、退職手当や恒久的な庁舎・職員宿舍の建築・維持修繕費等を除外するなど、地方負担金の対象範囲・基準の見直し
- (2) 事業採択・実施等に際し地方の意見が反映される制度の創設など、現行制度の早急な改革。
その際は、インフラ整備が遅れている地域において、着実に事業が実施されるよう配慮。
- (3) 維持管理負担金については、本来、その管理水準を決定する管理者である国が負担すべきであり、来年度からの廃止
- (4) 地方分権や責任の明確化の観点から、地方へ権限と財源を一体的に移譲した上で地方が担う事業を拡大し、最終的には国が担う事業に係る地方の負担金は廃止

〔地域振興対策〕

6 景気及び雇用対策について

【提案の背景・理由】

昨年の米国に端を発した金融危機は、世界的な景気悪化を引き起こし、我が国の雇用情勢にも大変厳しい影響を与えています。

昨年秋以降、九州各地においても大量の非正規労働者の雇い止めや新規学卒者の内定取消などが発生するとともに、正社員についても雇用調整の広がりが見られるなど、厳しい雇用情勢となっています。

今後とも、九州・山口地方においては、企業倒産や雇用調整による離職者への支援策や、中小企業対策の強化、さらには地域の特性を踏まえた新産業の創出が喫緊の課題となっており、また、域内総生産に占める公共投資の割合が高く、事業費に占める用地費比率が低い当地域においては、公共事業が景気・雇用の下支えをしている状況にあります。

については、経済の活性化と雇用の安定を図るため、次のとおり提案します。

【要望事項】

- (1) 解雇や雇い止めされた離職者の雇い入れ企業に対する支援策の充実など、地方の実態に即したきめ細かな雇用対策や人材育成対策に向けた総合的な支援措置
- (2) 中小企業振興対策の充実強化を図るとともに、経済の活性化及び新たな雇用の確保のための新事業創出に向けた支援施策の充実強化
- (3) 高速道路等公共事業の九州・山口地方への重点投資
- (4) 信用保険に係る財政支援の強化、及び各県が行う中小企業金融対策への財政支援

7 特定地域の振興対策について

【提案の背景・理由】

国土の均衡ある発展と活力に満ちた個性豊かな地域づくりを推進するためには、社会資本の整備をはじめ各般の地域振興施策を積極的に行う必要があります。

特に、過疎化、少子・高齢化の著しい特定地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域間格差の是正等を図るため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

(1) 離島振興対策の推進

汚水処理人口普及率が全国平均に比べ特に低く大幅に整備が遅れている離島部での、公共下水道・農業集落排水事業及び漁業集落排水事業における補助率の嵩上げ

離島の特性を生かした農林水産業、観光等産業振興対策の充実、交通基盤の整備、高度情報通信ネットワークのための情報通信基盤の整備及び割高となる流通コスト等の不利な条件を克服するための対策の推進

離島における治水事業や農業用水対策事業の推進及び海水淡水化施設整備事業についての財源措置等水資源の恒久的確保対策の充実強化

離島架橋の建設推進

(2) 石炭後遺症の解消

特定鉱害復旧事業実施のための出資金債の償還利息に対する特別交付税措置の継続

浅所陥没等被害に関する指定法人業務の円滑な実施に対する支援

新たなぼた山崩壊及び「ぼた山防護施設」の大規模災害発生時に対する適切な措置

(3) 半島振興対策の推進

交通・高度情報ネットワークその他通信体系の整備及び高齢者福祉の増進に係る支援措置の拡充並びに地域文化の振興に係る支援施策の拡充

半島地域の立地特性を生かした地場産業関連施設の整備及び農林水産業の振興並びに観光・レクリエーション等第三次産業の振興を図るための税制・金融上の措置の拡充

(4) 山村振興対策の推進

山村地域の活性化を図るため、地域資源を活用した新たな産業の育成、都市と山村の交流促進等、定住・生産基盤の整備

(5) 地方拠点都市地域の整備

法附則第 2 条に基づき、平成14年 8 月 1 日に示された基本方針の見直し内容を踏まえ、基本計画の目標期間を迎える各拠点地域において行われる全体的な事業の評価・見直し等の結果に即した支援メニューの新設等の検討並びに、地方拠点都市地域整備の一層の推進のための支援措置等の拡充・強化

(6) 旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業の円滑な実施

旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業の円滑な実施のための十分な財源の確保

(7) 郵政民営化における条件不利地域への配慮

郵政民営化後の離島・過疎地域など条件不利地域における郵便、貯金、保険の各サービスの維持など、住民生活の利便性の確保、向上を図るための最大限の配慮

(8) 中山間地域等における、維持・存続が危ぶまれる集落の存続や活性化のための対策の推進

維持・存続が危ぶまれる集落の存続や活性化のための取組みに対する地方交付税の拡充などの財源措置

財源措置が講じられるまでの間の維持・存続が危ぶまれる集落の存続や活性化に資する直接的な財政支援制度の創設・拡充

(9) 原子力発電施設等周辺地域振興対策の推進について

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の法律期限の延長

同法に基づく振興計画事業のうち、国の負担割合の特例対象となる事業の範囲の拡大並びに、負担割合の嵩上など財政上の措置

8 新たな過疎対策法の制定について

【提案の背景・理由】

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定を皮切りに、4次40年にわたる特別措置法のもと、総合的な過疎対策事業の実施により、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところです。

しかしながら、厳しい地理的・地形的条件に加え、著しい人口減少と高齢化による地域活力の衰退や公共施設等の整備水準の格差、さらには路線バスなど公共交通機関の廃止、医師の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面し、今後とも解決すべき課題が多く残されています。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を多く有する地域であるとともに、都市に対する食糧・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場の提供、森林による地球温暖化の防止など多面的・公益的機能を担っており、国民共有の財産として未来の世代に引き継がなければなりません。

このような中、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成22年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後とも維持し、そこに暮らす人々のみならず、都市をも含めた国民全体の安心・安全な暮らしを支えるため、引き続き、総合的な過疎対策に取り組む必要があります。

よって、地域の自主性を十分に生かした過疎地域の振興が図られるよう、次の事項に配慮した新たな過疎対策法を制定するよう提案します。

【要望事項】

- (1) 過疎市町村及び過疎地域を含む合併市町村が自立的・安定的な行財政運営が行えるよう、地方交付税による財源保障、財源調整機能の充実強化
- (2) 過疎地域に暮らす住民の生活基盤の向上のため、国の負担等の割合の特例措置における対象事業を拡大するとともに、集落の維持・活性化に向けた取り組みに対する財政支援の充実
- (3) 過疎対策において特に重要な財源となっている過疎対策事業債については、財政措置を堅持するとともに、従来のハード事業に加え、地域の多様なニーズに対応できるようソフト事業への活用も含めた制度の拡充強化
- (4) 過疎地域の産業振興や人口増加対策に資するために講じた地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置の拡充

(5) 市町村合併の進展を踏まえた現行法第 3 3 条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」の設置と現行過疎指定地域の継続指定

9 中心市街地・中小小売商業活性化対策の充実・強化等について

【提案の背景・理由】

中心市街地は、地域社会の中でふれあいの場や暮らしの広場、さらには文化・伝統の保持・振興を担う等大変重要な役割を果たしています。

しかしながら、車社会の進展、消費者ニーズの多様化等の環境変化に加え、郊外への大型店の相次ぐ出店により、空き店舗が増加する等、中心市街地は急速に空洞化が進行し、地域の活力低下が懸念されています。

特に、近年、中心市街地の核店舗となっている大型店の閉店や、その懸念がある事例が続発しており、中心市街地の集客力や都市機能の低下が一層進む恐れがあります。

このような状況のもと、国においては、都市機能の市街地への集約と中心市街地のにぎわい回復を一体的に推進するため、いわゆる「まちづくり三法」の改正により、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを促進していますが、中心市街地を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

また、改正中心市街地活性化法に基づく基本計画は、市町村が都道府県を經由せず、直接国に認定申請する仕組みとなっていますが、広域的な観点からの調整を図り、計画に盛り込まれた関連事業の実効性を確保するためには、都道府県の意見を反映させることが必要です。

ついては、認定中心市街地以外の地域に対する支援も含め、次のとおり中心市街地・中小小売商業活性化対策の拡充・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 空き店舗対策等商店街活性化支援のための財源の確保
- (2) 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定制度及び中心市街地商業活性化基金の地方都市の実情にあった弾力的運用並びに同基金の継続
- (3) 街なかへの大規模集客施設の誘導を促進する支援や仕組みの一層の充実
- (4) 市町村が中心市街地の活性化に関する基本計画を作成するために必要な支援
- (5) 改正中心市街地活性化法に基づく基本計画の認定申請に際し、都道府県の意見を反映させる仕組みとなる制度への改正
- (6) 準都市計画区域制度が活用しやすくなるよう、地域の実情に応じた制度の見直し

10 アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域の形成について

【提案の背景・理由】

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画において、沖縄はその地域特性を生かし、平和交流、技術協力等の国際貢献や経済、学術、文化等の多角的な面からアジア・太平洋地域の発展に寄与する地域を形成することが位置付けられています。

このため、我が国がアジアと世界の架け橋となることを目指す「アジア・ゲートウェイ構想」の推進に当たって、沖縄県が主要な拠点としての役割を担っていくことが重要です。

このように、沖縄県が、アジア・太平洋地域における人、物、情報の結節点として、海外との交流はもとより、国内他地域との連携・交流の拡大を図るためには、那覇空港の国際水準の空港としての拡張整備、那覇港の国際流通港湾としての開発整備並びに国内外の航空路線網の拡充及び海上輸送コストの低減が大きな課題です。

については、「アジア・太平洋地域の発展に寄与する地域」の形成に資するため、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 那覇空港の沖合への空港施設の展開等及び那覇港の整備
- (2) 国際旅客・貨物便に係る着陸料及び航行援助施設利用料の低減
- (3) 海上輸送コストの低減措置

〔農林水産業の振興対策〕

11 食料・農業・農村政策の推進について

【提案の背景・理由】

我が国の農業・農村を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進行、さらには、輸入農産物の増大をはじめとした国際化の一層の進展など大きく変化し、農業経営はもとより、地域経済全体の活力や国土保全機能を維持してきた地域社会にも大きな影響を及ぼすことが懸念されており、また、基本計画で定めた自給率向上に向けた取組の強化が喫緊の課題となっています。

また、近年、BSE、高病原性鳥インフルエンザの発生や食品の偽装表示問題など消費者の食の安全性に対する信頼が大きく揺らいでいるほか、WTO農業交渉やEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)交渉の進展に伴い、産地の構造改革が一層迫られる状況となっています。

このような情勢を踏まえ、国においては、平成17年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農政全般にわたる改革を着実に進められているところです。なかでも、平成19年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策については、戦後の農政を根本から見直すものとなっています。

については、これら施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

(1) 輸入農産物対策に対する適切な対応

WTO農業交渉やEPA・FTAに対する適切な対応

ねぎ、生しいたけ、畳表等の日中農産物貿易協議会等の協議を通じた適切な対応

米国産牛肉の安全性の確保、現行輸入条件の堅持

(2) 農業生産(米・麦・大豆、畜産、野菜・果樹等)対策の充実・強化

米・麦・大豆

ア 「米政策改革大綱」を着実に実現するため、米の生産調整が確実に実施され、地域の状況に応じた担い手の経営安定が図られるような措置の充実・強化

イ 食料自給率向上に向けた米粉・飼料用米を含む米をはじめとする、麦、大豆の生産対策等の充実・強化

畜産

ア 循環型社会の構築に即応するための家畜排せつ物処理施設の整備やたい肥

の利用と広域流通の促進に向けた畜産環境対策の推進

イ 畜産物価格・経営安定対策の充実・強化

ウ 家畜衛生・防疫対策の強化及び悪性伝染病が発生した場合の防疫対策や農家支援策に取り組む地方公共団体への財源措置

エ BSEに関連した農家経営安定対策、死亡牛の適切な処理やBSE検査、及び産地食肉センターへの支援等のBSE関連対策の継続実施

野菜・果樹

ア 野菜・果樹産地の構造改革促進を図るための関連施策の充実・強化

イ 難防除病害虫対策としての施設・資材等のための緊急的な事業創設

ウ 野菜生産農家の経営安定のための関連施策の充実・強化

さとうきび

ア さとうきびの生産振興を図るための共同利用機械・施設整備等関連施策の継続実施

イ 土壌害虫対策としての総合的な対策事業の創設

(3) 多様な担い手の育成・確保対策の充実・強化

新規就農者対策の充実・強化

集落営農の育成・法人化については、地域の実情に応じたきめ細やかな支援など、集落営農の経営発展に対する施策の充実・強化

認定農業者等の担い手の育成・確保に資する経営構造対策の平成22年度以降の継続・拡充

(4) 担い手の農業経営に対する支援

水田・畑作経営所得安定対策の農家に理解され活用しやすい内容への改善並びに地域の実情に応じた担い手の育成につながる関連対策の充実

野菜価格安定制度による再生産の確保、担い手の経営安定、都道府県の財政負担軽減につながる制度の充実・強化及び果樹共済制度の充実

さとうきび・でん粉原料用さつまいもの品目別経営安定対策について、地域の実情に応じた担い手の育成につながる関連対策の見直し及び充実

(5) 環境保全型農業の推進

赤土等土砂流出防止対策に係る支援措置の充実・強化

植物検疫上、規制対象となる病害虫のまん延防止及び根絶並びに侵入防止に必要な措置の充実・強化

マイナー作物等の生産安定を図るため、農薬登録における対象作物のグループ化や、農薬の適用作物の拡大の推進

生物多様性の保全をアピールするために検討されている「生きもの認証マ

ーク」、と既に先行している特別栽培農産物認証制度等との違いの明確化及び、同マークを農業者が取り組みやすく、消費者に分かりやすい制度とするための検討

(6) 農村の総合的な振興対策の充実・強化

農業農村整備事業の円滑な事業推進を図るための地方財政措置の充実
土地改良施設の適正な保全管理のための事業制度の拡充及び土地改良区の運営基盤の強化・再編への支援並びに農家負担軽減対策の強化

(7) 耕作放棄地対策の充実・強化

農業者への直接支援に加え、行政・農業団体・地域住民等との連携の強化
耕地利用率の向上に向けた再生利用活動等への支援の拡充
耕作放棄地主と担い手農家等への利用集積に向けた農地利用調整等の取り組み強化

(8) 農地・水・環境保全向上対策の充実・強化

地域ぐるみの資源保全活動と環境保全活動の定着促進のための支援の充実・強化
有機農業に取り組む農業者の営農活動支援条件の緩和（エコファーマー取得の除外）
県や市町村で行う実施確認等の事務量に見合う推進交付金の確保

(9) 中山間地域等の活性化対策の充実・強化

中山間地域等直接支払制度の恒久化と改善・拡充
営農条件や定住条件の整備促進の強化
国庫事業の採択要件の緩和や自衛捕獲を行う場合の狩猟免許制度の改善など、イノシシなど有害鳥獣による被害防止対策の充実・強化

(10) 都市と農村の交流の推進

グリーン・ツーリズム等の展開など就業機会の確保対策の充実・強化

(11) 消費者への啓発活動と農産物消費拡大対策の充実・強化

消費者の視点に立った食の安全・安心対策への取り組み強化と風評被害防止対策の充実
食生活の見直しに直結した国内農産物の消費拡大対策の充実・強化
牛肉や飲用牛乳等の消費拡大対策の充実・強化
家畜伝染病発生時における風評被害防止のための迅速・正確な情報の提供

(1 2) 現場の実態に応じた試験研究の推進

公的試験研究機関における指定試験事業、提案公募型農林水産研究事業等に対する支援措置の充実・強化

地球温暖化等気象変動に対応した米等の品種育成や品質向上対策及び被害回避・予測技術に関する試験研究に対する支援の充実・強化

(1 3) 農産物輸出対策の充実・強化

新規輸出品目に対する輸出先の輸入許可手続の改善など通関・検疫対策の充実・強化

海外における日本産の偽装表示対策等の推進

輸出関連情報の収集・提供体制の整備

米国向け輸出みかんの検疫条件の緩和

12 W T O 農 業 交 渉 及 び 日 豪 E P A 交 渉 に お け る 適 切 な 対 応 に つ い て

【提案の背景・理由】

加盟各国・地域における貿易の国際ルール確立のため、2000年3月に開始されたW T O 農 業 交 渉 に つ い て は、こ れ ま で 多 く の 協 議 が な さ れ て き ま し た が、昨 年 7 月 に 開 催 さ れ た 閣 僚 会 合 で は、先 進 国 と 途 上 国 と の 意 見 の 溝 が 埋 ま ら ず、合 意 に 至 っ て い ま せ ん。

そ の 後、平 成 20 年 12 月 に、フ ェ ル コ ナ ー 農 業 交 渉 議 長 か ら、モ ダ リ テ ィ に つ い て の 議 長 テ キ ス ト 第 4 次 改 訂 版 が 提 示 さ れ ま し た が、我 が 国 の 重 要 品 目 の 数 や 取 扱 い 等 に 関 す る 主 張 が 反 映 さ れ て お ら ず、大 変 厳 し い 内 容 と な っ て い ま す。

一 方、我 が 国 と 豪 州 と の 経 済 連 携 協 定 (E P A) に つ い て は、両 国 が そ れ ぞ れ 具 体 的 品 目 を 挙 げ て 相 手 国 へ の 自 由 化 要 求 な ど を 提 示 し た 「リ ク エ ス ト ・ オ フ ェ ー」文 書 の 交 換 が 行 わ れ、豪 州 側 か ら 日 本 の 農 産 物 を 含 む 全 品 目 に つ い て、原 則 関 税 の 即 時 撤 廃 が、ま た、日 本 側 か ら は、米 な ど の 主 要 5 品 目 な ど を 関 税 撤 廃 の 対 象 か ら 除 外 す る こ と な ど が 提 示 さ れ ま し た が、両 国 の 主 張 は 真 っ 向 か ら 対 立 し て い ま す。

今 後 の 交 渉 の 結 果 い か ん に よ っ て は、日 本 側 が 主 張 す る 品 目 が 撤 廃 さ れ、我 が 国 の 農 業 や 関 連 産 業 な ど 地 域 経 済 に 壊 滅 的 な 打 撃 を 与 え る こ と は も と よ り、農 業 ・ 農 村 が 有 し て い る 多 面 的 機 能 が 損 な わ れ、現 在 進 め て い る 農 業 の 構 造 改 革 の 取 り 組 み に 支 障 を 来 す こ と と な り ま す。仮 に、関 税 な ど 農 産 物 の 国 境 措 置 が 全 廃 さ れ た 場 合、国 内 の 農 業 生 産 額 が 約 3 兆 6 千 億 円 減 少 す る ほ か、食 料 自 給 率 は 12% に 落 込 み 食 料 安 全 保 障 が 完 全 に 崩 壊 す る な ど、我 が 国 の 農 業 や 関 連 産 業、国 民 に 甚 大 な 影 響 が 及 ぶ と 試 算 さ れ て い ま す。

よ っ て、国 に お い て は、今 後 進 め ら れ る W T O 農 業 交 渉 や 日 豪 E P A 交 渉 に つ い て、国 民 の 理 解 を 得 な が ら、国 際 的 な 役 割 を 果 た し つ つ、日 本 の 農 林 水 産 業 が 壊 滅 的 な 打 撃 を 受 け る こ と が な い よ う に 粘 り 強 く 対 応 さ れ る よ う、以 下 の と お り 強 く 求 め ま す。

【要望項目】

(1) W T O 農 業 交 渉

こ れ ま で の 交 渉 の 状 況 や 農 業 交 渉 議 長 案 を 踏 ま え た、今 後 の 我 が 国 の 交 渉 の あ り 方 に つ い て の 十 分 な 検 討 を 行 い、輸 出 国 が 自 国 優 遇 政 策 等 を 講 じ る こ と が な い よ う、厳 し い 姿 勢 で の 対 応

各 国 の 農 業 生 産 条 件 の 違 い を 踏 ま え、関 税 割 当 数 量 の 拡 大 や 関 税 の 上 限 設 定 及 び 関 税 率 の 著 し い 削 減 に 対 す る 強 固 な 反 対 並 び に 産 地 が 壊 滅 的 な 打 撃 を 受 け な い よ う、重 要 品 目 に つ い て の 十 分 な 品 目 数 及 び そ の 取 り 扱 い の 柔 軟 性 の 確 保

国 際 化 に 耐 え う る 産 地 育 成 及 び 食 料 安 全 保 障 の 観 点 か ら の 国 内 農 業 の 競 争 力 強 化 や 自 給 率 向 上 の た め の 対 策 の 更 な る 充 実

我が国の主張に対する関係国の理解拡大と食料輸入国の食料安全保障にも配慮したバランスのとれた合意形成

(2) 日豪 E P A 交渉

米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など重要品目の、関税撤廃対象からの除外など例外措置の確保

豪州が我が国の重要品目について十分配慮しない場合の、交渉中断も含めた厳しい姿勢での対応

13 農林水産業用燃料・資材価格高騰対策について

【提案の背景・理由】

農林水産物価格が低迷する中で、近年の原油高や国際的な肥料需要の増加は、農林水産業用燃料・資材価格の高騰を招き、農林水産業に大きなダメージを与え、その経営は危機的局面に立たされています。

こうした状況は、国際的な需要・供給・投機等に起因しており、農林水産業に従事する生産者の自助努力により解決できる範囲を遙かに超えています。

農林水産物の安定供給並びに農林水産業経営の健全化を図るため、下記の事項について対策強化を強く求めます。

【要望事項】

(1) 燃料・資材の低廉化

急激な価格の高騰による影響を緩和する仕組みなど農林水産業用燃料・資材の低廉化を図るための措置

(2) 価格・経営安定対策の充実強化

燃料・資材等の価格高騰による生産コストの増加等に対応できる価格・経営安定対策の充実強化

(3) 農水産物の適正な販売価格実現のための取組強化

燃料・資材価格高騰に伴う生産コスト上昇分の農水産物販売価格への適切な反映とともに、価格の上昇による消費減退が生じないように、消費者や流通業者等の理解醸成や、それらを基礎とした再生産可能な販売価格の実現に向けた国の取組強化

(4) 水産業における省エネルギー技術開発

新たな推進機関の導入や発光ダイオードなどを使用した集魚灯など、省エネルギー化のための技術開発の推進並びに導入に対する支援

(5) 施設園芸等における省エネルギー対策

施設園芸等における省エネルギー対策や新エネルギー利用のための技術開発及び普及促進並びに導入支援の強化・拡充

(6) ミツバチの安定供給

ミツバチ不足の原因解明、安定増殖対策並びに花粉交配用ミツバチの需給調整など総合的な安定供給対策の実行

(7) 低コスト施肥体系への転換を推進するための取組強化

土壌診断に基づく施肥設計の見直しに対する支援や土壌分析機器の整備など
施肥低減技術の普及・導入に対する支援の充実・強化

(8) 肥料資源の循環利用

国内や地域においてリン、カリなどの資源を循環利用できる技術の早期実用
化に向けた支援

14 高病原性鳥インフルエンザ対策について

【提案の背景・理由】

高病原性鳥インフルエンザは、鶏等の死亡率が高く、感染力も極めて強いため、養鶏関係者が最も恐れる家畜伝染病であるとともに、突然変異により新型インフルエンザが発生する可能性を危惧される疾病です。

これまでの本病の発生においては、国や各都道府県の協力のもと関係者が一丸となって、家畜伝染病予防法や本病に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、発生農場の鶏の殺処分や発生農場を中心とした半径10km以内の区域の移動制限等のまん延防止対策が迅速かつ的確に行われ、速やかに終息したが、これらの移動制限措置等により、養鶏農場はもとより、食鳥処理場やふ化場などあらゆる養鶏関連事業者が経営に甚大な被害を被っています。

本病が発生した場合、発生農家に対しては、家畜伝染病予防法に基づく一定の補償制度と任意の互助制度がありますが、同法の移動制限措置により影響を受けた周辺農家に対しては、その補償が不十分であるとともに、食鳥処理場やふ化場などの養鶏関連事業者に対しては、休業補償などの支援措置がないのが現状であり、県内の養鶏農家や養鶏関連事業者から不安の声が多く聞かれており、その支援措置の充実が必要です。

また、家畜伝染病予防法に基づくまん延防止のための防疫措置には、多くの人員と多大な経費が必要となることから、県の財政が厳しい中では国の支援拡充が必要です。

さらに、昨年4月から5月には、韓国のほぼ全土に及ぶ地域において、アヒルを中心としてH5N1亜型の強毒タイプの発生が確認されるとともに、本年2月から3月にかけては、愛知県において、うずらでH7N6亜型の弱毒タイプが発生したところです。

については、次のとおり強く要望します。

【要望事項】

- (1) ウイルスの侵入経路の早急な解明と防疫対策の強化
- (2) 家畜伝染病予防法等に基づく移動制限措置に起因する養鶏農場や養鶏関連事業者の収入減少等の損害に対する国の支援策の充実
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、県や関係機関が要した経費に対する特別交付税措置の充実・強化

15 配合飼料価格高騰対策と自給飼料増産対策について

【提案の背景・理由】

配合飼料価格が依然として高値で推移している中、可能な限り国産飼料に立脚した畜産経営への移行を促進する必要があるとあり、各県においては、自給飼料の増産やエコフィード等の未利用資源の利用拡大など、様々な対応策に積極的に取り組んでいるところです。

このような中、各県畜産の持続的な発展のため、次のとおり施策の充実・強化を要望します。

【要望事項】

- (1) 配合飼料価格安定制度の安定運用のための財源確保及び制度の一層の充実・強化
- (2) 生産コストが小売り価格に適正に反映され、また、これによる消費減退が生じないように、マスメディア等を活用した全国規模での消費者・流通業者等の理解醸成対策及び消費拡大対策の取り組み強化
- (3) 国産飼料に立脚した畜産経営への移行を促進するため、飼料用米等の再生産を確保するための新たな助成措置の創設等、飼料作物等の国産飼料原料の生産や利活用の促進など自給飼料基盤を強化するための施策の充実・強化
- (4) 代替飼料の確保を図るため、とうもろこしの代替えが可能な新たな飼料原料として、DDGS(エタノール蒸溜粕)や幅広い食品残さ等の利用技術の開発・導入促進

16 森林整備法人の経営改善について

【提案の背景・理由】

九州・山口地方各県の森林整備法人は、これまで、国の拡大造林政策の推進役として約65,000haの人工林を造成するなど、森林資源の造成と適切な管理による公益的機能の確保並びに山村地域の振興等に大きく貢献してきました。

一方、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の推進を図っていく上でも、林業経営意欲の低下した森林所有者に代わって健全な森林の整備を担う森林整備法人の役割は益々重要となっています。

しかしながら、森林整備法人の運営は、財源を補助金や借入金に依存せざるを得なかったことから、現下の木材価格の水準では、投下資本の回収はおろか、借入金等の償還の見通しがたたず、危機的な状況に直面しています。

国では、森林整備法人に対する追加的な支援措置も講じられていますが、各県の厳しい財政状況の中で経営改善に係る抜本的な効果を期待するのは困難であり、不透明な木材価格の動向の中で、森林整備法人が長期的に経営の安定を図ることは困難な状況です。

森林整備法人の経営安定を図りつつ、森林の持つ公益的機能の確保を図っていくためには、1公社、1地方公共団体の対応では限界があり、長期的展望を持って利用間伐に取り組める経営安定化策、金融制度見直しを含めた累積債務対策、契約に係る法制度の整備など、国家的見地に立った国の強力な支援策が必要です。

国の予算措置に盛り込まれた対策の効果を最大限に活用し、森林整備法人の経営の安定を一層推進するために必要な具体的対策について、次のとおり提案します。

【要望事項】

(1) 株式会社日本政策金融公庫資金の融資制度の改正等

利用間伐推進資金の借入条件の緩和及び償還円滑化資金に対する国による利子補給制度の創設

繰上償還の条件廃止

(2) 契約の長期化などに対応した制度の整備

分収林契約の変更を全ての契約者の同意が得られなくても可能とする制度の創設

森林整備法人が金融機関からこれまで同様に借入が円滑に実施できる制度の整備

森林整備法人が行う登記に係る登録免許税の免除

森林整備法人の円滑な公益法人認定のためのガイドライン等の整備

(3) 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援の拡充
地方債の拡充

17 新たな森林・林業・木材産業政策の推進について

【提案の背景・理由】

森林は、木材の供給のほか国土の保全、水源のかん養、大気の浄化等の公益的機能を有し、豊かで安全な国民生活の実現に貢献しています。

しかしながら、山村地域においては、急激な過疎化や高齢化の進行、長期的な国産材需要や木材価格の低迷、林業担い手の減少など厳しい状況に直面しており、森林を支えてきた林業の経営環境の悪化等により、管理の行き届かない森林が増加するなど、森林の荒廃が危惧される状況にあります。

国においては、平成18年9月に森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画を変更しましたが、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させ、森林の整備を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

さらに、地球温暖化防止のための京都議定書が平成17年2月16日に発効し、二酸化炭素等削減目標6.0%のうち森林吸収源対策により3.8%の削減が不可欠となりました。この目標を確保するためには、森林の機能を十分に発揮させるため、森林の保全整備を進めることが喫緊の課題です。

以上のことを踏まえ、必要な具体的対策について次のとおり提案します。

【要望事項】

(1) 新たな森林・林業・木材産業政策の推進

地球温暖化防止推進をはじめとする森林の持つ多面的機能を高度に発揮させるための森林の整備の強力な進捗並びに公的関与による森林の管理体制の拡充

地域における森林の「管理・経営体制」の整備を推進する上での多様な担い手の育成・確保の強化

森林資源の循環利用を推進するため、木材の新用途開発等新たな分野への需要拡大など木材の利用拡大対策の積極的推進

地球環境を保全する観点から、国際社会に対する「持続可能な森林経営」の確立に向けた働きかけの実施並びに木材の輸入秩序の確立

国土保全・環境保全等の公益的機能の発揮を確保する観点からの森林整備に要する財源の確保を含めた新たな費用負担制度の創設

山村経済を支えている乾椎茸の産地育成並びに消費者に分かりやすい品質表示を促進するため、複数の原料原産地表示をする場合における混合割合の表示の義務づけなど、JAS法に基づく乾しいたけ品質表示基準の見直し

中国産乾椎茸にかかる産地偽造の根絶のため、広域に流通する偽装表示商品に対する国の監視・指導体制の強化

(2) 地球温暖化防止のための森林・林業対策

地球温暖化防止に向けた森林づくりの推進

ア 地方公共団体に対する地球温暖化防止に向けた財政支援措置の拡充並びに森林所有者に対する負担の軽減措置

イ 台風の常襲地帯である九州・山口地方における、吸収源としての森林の確保及び、災害に強い森林づくりのための森林整備施策のさらなる拡充

木材の需要拡大

再生産が可能で、炭素を長期間固定し、加工に必要なエネルギーが少ないなどの優れた特性を持つ木材の利用確保のための木材需要拡大対策の充実

18 水産政策の推進について

【提案の背景・理由】

近年の水産資源の減少、魚価の低迷、就業者の減少・高齢化などに加えて、昨今の燃油価格の不安定な動きなど、我が国水産業を取り巻く厳しい状況に対し、T A C、T A E 制度等による水産資源の回復・管理体制の整備、資源調査、漁業者担い手確保・育成対策など様々な施策に取り組んでいるところであり、新日中・日韓漁業協定等新たな海洋秩序の下での相互の漁業者の適正操業の確保等、今後とも水産施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

国においては、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とする水産基本法に基づき、平成14年3月に水産政策の中期的指針である水産基本計画を策定され、各種の水産施策を推進されてきましたが、平成19年3月、水産をめぐる諸情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、水産基本計画を見直しされたところです。

については、新たな水産基本計画に基づき、九州・山口地方の漁業を取り巻く厳しい情勢に対する施策を十分講ずるとともに、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 将来にわたって継続的に漁業経営を担い得る意欲と能力のある経営体の育成及びこれら経営体による効率的かつ安定的な漁業構造への早急な転換を図るための対策の実施
 - 経営規模が零細で多様な形態を持つ沿岸漁業については、漁業関係者からの意見聴取などによる地域の実情に即した対策の実施
 - 離島漁業再生支援交付金制度の継続
- (2) 持続的な沿岸漁業資源の確保のため、県が行う広域回遊魚を対象とした栽培漁業に係る種苗放流経費に対する継続的な支援策の実施
- (3) 「資源回復計画」の着実な推進のため、外国漁船を含めた違反操業等に対する取締の強化
- (4) 水産物の輸入増大に伴う国内生産者への影響を最小限に抑制するための次の対策の適切な実施
 - W T O 新ラウンドにおける非農産品交渉における、国内の水産業の維持、発展のための貿易ルールの堅持
 - 自由貿易協定 (F T A)、経済連携協定 (E P A) の締結における、国内

水産業への影響の排除

国内の水産業を維持、発展させるためノリのIQ制度の堅持

国内の生産及び需要状況を十分に勘案した輸入割当枠の交渉

ノリを使った加工品（おにぎり等）についての原料原産地表示の制度化

ノリ養殖業者の国際競争力強化のための各種支援の充実

- (5) 就労環境の改善や省力化を図るための漁船装備の高度化の需要に対応した漁業近代化資金の見直し
 - 一部漁業では限度額内での設備投資が困難となっている状況に対応した貸付限度額の引き上げ
 - 政令で定められている償還期限と実使用年数に差が生じている状況に対応した償還期限の延長
- (6) 中小漁業者に対する資金の融通の円滑化を図るため措置された、中小企業向け保証対策の漁業版セーフティネット保証の恒久的措置
- (7) 漁業関係団体組織と各事業の停滞傾向に対応するさらなる漁業関係団体の再編整備の推進
- (8) 適正な魚価を形成するため、漁業者及び漁業関係団体による一次加工処理などの水産物加工分野、直接販売などの流通分野への取組の推進
- (9) 对中国への水産物輸出を促進するための適切な対策
 - 冷凍魚の衛生証明書の有効期限を1年へ延長
 - 对中国輸出手続きにおける衛生検査項目からの、国内生産の流通水産物で衛生検査が不要と思われる項目の除外
 - 同一種・品質の天然魚・養殖魚につき1衛生証明書の発行
- (10) 輸入養殖用種苗の疾病に関する安全対策の強化
 - 輸入された養殖用種苗を取り扱う業者に対する、全ての輸入動植物の受入検査及び出荷前検査の実施等、健全性確保の義務づけ
 - 国における検査体制の整備

19 新日中・日韓漁業協定発効後の漁業秩序維持及び資源管理対策等について

【提案の背景・理由】

新日中・日韓漁業協定が発効し、9～10年が経過したにもかかわらず、日中暫定措置水域及び中間水域並びに日韓暫定水域における資源管理措置は進展していません。

また、我が国の排他的経済水域内においては、中国の底びき網漁船や韓国及び台湾のはえ縄漁船等多数の操業が認められ、依然として違法操業等も発生していることから、漁場の競合問題や水産資源状態の一層の悪化が懸念されています。

このため、東シナ海、沖縄周辺海域、日本海等における漁業秩序の維持と国際的な資源管理の構築等に向け、協定発効後の資源管理対策等について次のとおり、施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件に対する、我が国漁業者の意向を尊重した見直し
- (2) 日中暫定措置水域及び中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置の早期確立
- (3) 関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉の継続
- (4) 東シナ海・黄海等における水産資源の適切な保存管理と持続的利用を確立するための日・中・韓による国際的な資源管理機構の創設
- (5) 我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充・強化
- (6) 外国船の避泊に当たって、地元の漁業や環境に影響を与えないよう基本ルールの遵守並びに指導・監視体制を強化し、漁業等への影響を防止する施策の実施
- (7) 緊急避泊時に生じる被害の未然防止や生じた被害の救済のため、新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金における以下の新事業の追加
避泊対象海域における養殖共済及び漁業施設共済掛金に対する同基金での助成

漁業共済の対象とならない被害に対する同基金での救済措置
避泊する外国漁船を監視する施設整備に対する同基金での助成

- (8) 平成21年度終了予定である新日韓・新日中漁業協定関連対策特別基金の後継対策の実施
- (9) 台湾との民間漁業交渉における、我が国漁船の実績の確保・台湾漁船の操業規制等、関係県の要望を十分に踏まえた働きかけ

20 有明海・八代海の再生について

【提案県の背景・理由】

有明海は、広大な干潟を有する内湾であり、多様な希少魚介類が生息するとともに国内最大のノリ養殖場となっている「宝の海」です。

しかし、有明海は閉鎖的内湾であるため、陸域からの影響を受けやすく、漁場環境の悪化が強く懸念されます。

関係各県は、平成12年度のノリ等の不漁不作以降、さまざまな対策を実施してきたところであり、有明海における近年のノリ養殖は、11年度以前と同等の生産状況にまで回復しています。

また、一部の海域ではアサリの大量発生が認められ、漁獲に結びついています。

しかし、タイラギの不漁に代表される漁業生産の低迷、赤潮の発生、浮泥の堆積及び貧酸素水塊の発生など、依然として漁場環境の悪化が払拭された状況ではありません。

また、有明海に隣接する八代海においても、大規模な赤潮の頻発や漁業生産の低迷が続くなど、環境の悪化が危惧されます。

有明海・八代海の再生を期するためには、徹底した調査による原因究明を行うとともに、有明海・八代海を豊かで良好な漁場として恒久的に維持するため、海域への環境負荷を抑制し水産資源を回復させるための環境保全策や魚介類等の増殖などの施策等が必要です。

ついては、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」及び関係県の計画等を踏まえ、次のとおり総合的な取り組みの実施を提案します。

【要望事項】

- (1) 有明海・八代海の漁場環境の保全・改善及び水産資源の回復等による漁業振興を目的とした調査や事業等に対する特段の財政支援措置
- (2) 有明海・八代海の海域への環境負荷抑制を目的とした生活排水処理施設の整備に対する特段の財政支援措置
- (3) 有明海・八代海の海域環境保全及び改善を目的とした森林の保全・整備に対する特段の財政支援措置
- (4) 有明海・八代海総合調査評価委員会報告(H18.12.21)を踏まえた「解明すべき課題」の早期解明及び諸施策の推進
- (5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」により設置

された「有明海・八代海総合調査評価委員会」による、国や関係県が行う総合的な調査の結果に基づく有明海・八代海の再生に係る評価の継続実施

- (6) 平成20年7月10日の農林水産大臣談話に基づく「開門調査のための環境アセスメント」の早急な実施

〔国土・災害対策〕

21 水資源対策等の推進について

【提案の背景・理由】

将来の安定的な水供給の確保を図るためには、水源地域に配慮した水資源の積極的な開発、水利用の合理化及び広域水利用の促進、森林のもつ水源涵養機能の強化等、多様で円滑な水資源確保対策の推進が必要です。

また、一部の地域における深刻な渇水や、都市化の中での河川の利用率の高まりに対応するためには、慎重に見極めるべきダムがあることを配慮しつつ、調査中並びに着工中のダム事業を着実に推進することが必要です。

については、地方の実情等をも十分勘案の上、水資源の安定確保等を図るため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 各種ダム（治水、かんがい、水道等の単独ダム及び多目的ダム）の建設促進
- (2) 海水淡水化施設整備事業の促進
- (3) 河川総合開発事業等における財源措置の充実
- (4) 先行投資となる利水についての合理的な負担制度の早急な確立
- (5) 渇水対策の強化及び渇水対策緊急事業に対する支援
- (6) 水源地域の振興のための基金の拡充・強化
- (7) 水源地域対策の拡充・強化

22 国土保全に関連する施策の充実について

【提案の背景・理由】

森林・農地等は、水源涵養、災害防止、農山村景観の維持等、国土保全を図る上で重要な機能を担っており、過疎・山村地域はこのような森林・農地等の保全に重要な役割を果たしています。

しかしながら、過疎・山村地域では、高齢化・過疎化の進行、農林業の停滞等から若者の流出、地域活力の低下等が進んでおり、このままでは国土保全機能の著しい低下が懸念されます。

国においては、「国土保全対策」などの地方財政措置を講ずるとともに、農業や林業の基本法に農業・農村や森林の持つ「多面的機能の発揮」が位置づけられ、平成12年度からの農業における中山間地域等直接支払制度に続き、平成14年度から林業における新たな施策として、森林整備地域活動支援交付金制度が実施されています。

また、二酸化炭素の吸収源対策として、平成14年に「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」が策定され、さらに都道府県毎に京都議定書に定める第一約束期間の平成19年度から平成24年度の6カ年間、「都道府県森林吸収量確保推進計画」により、計画的な森林の整備等を実施することになっています。

については、森林・農地等が有する国土保全機能の維持拡大という観点から農山村地域（特に過疎・山村地域）での担い手の確保及び森林・農地の適正な管理の推進等について、今後とも地方財政措置の強化並びに新たな施策の展開を図るよう、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

(1) 国土保全の担い手の確保に係る施策の充実

農道、林道・作業道等の整備及び林業機械化の促進

森林・農地等の適正管理を目的とした新たな組織等への財政支援措置

農林業への新規就業者に対する住居整備費の財政支援措置等新規就業支援対策の充実

条件不利地域の農林業従事者に対する年金制度の検討

農林業金融制度の充実・強化

農山村地域の集落条件整備等定住条件の整備

農山村と都市との交流促進のための施策の充実

(2) 森林・農地管理システムの充実・強化

森林の公有化等森林・農地の国土保全的管理の推進

公有林化等に伴う地方財政措置の充実

森林管理システムを担う森林整備法人への支援措置の拡充

(3) 国土保全に資する施策の推進

国土保全についての国民の理解と参加の促進

(4) 森林の違法開発を防止し適正な土地利用を確保するため、森林法を改正し無許可開発等に対する罰則規定の強化

23 国土保全対策及び防災対策の総合的な実施について

【提案の背景・理由】

九州・山口地方は、近年続けて大きな被害をもたらしている6月から7月の梅雨前線や平成19年7月の台風4号、8月の台風5号などに見られるように、梅雨期の集中豪雨や台風による災害が多く発生する地域であり、河川の氾濫による水害やがけ崩れ等の土砂災害、竜巻等の突風災害をはじめ、桜島、阿蘇中岳、雲仙普賢岳等の火山活動による降灰、火山ガス、土石流等から、尊い人命や財産を奪われる大規模な災害がたびたび発生し、住民生活や生産活動に脅威を与えています。

また、我が国は世界有数の地震国であり、戦後最大の阪神・淡路大震災をはじめ、平成19年の能登半島地震や新潟県中越沖地震、昨年6月に発生した岩手・宮城内陸地震などの大地震が頻発しており、九州・山口地方でも多くの活断層の存在が指摘されています。

また、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では、福岡県を中心に北部九州において甚大な被害が発生したところです。

加えて、今世紀中の発生が懸念される東南海・南海地震についても早急な対策が必要とされています。

ついては、社会生活の安定を確保するため、災害が発生してから対処するのではなく、災害を未然に防ぐという観点に立ち、国土保全対策、防災対策及び被災者支援対策を総合的かつ強力に推進するよう施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 治水、治山等国土保全対策の重点的、計画的な推進
- (2) 防災のための総合的な交通体系の整備、津波・高潮対策、火山砂防対策、水害対策、土砂災害対策、降灰除去対策及び防災営農対策などのハード対策と併せて、避難勧告・指示のあり方や災害時要援護者対策等のソフト対策の充実による災害に強いまちづくり等の推進
- (3) 津波の想定が行われていない九州西岸域等における津波対策の検証及び津波防災体制の確立を推進するため、東南海・南海地震等の津波における対応と同様に国による津波の想定到達域及び想定津波高の解明
- (4) 地震・火山噴火予知観測体制の強化及び活動火山のある離島における気象官署による常時観測体制の確立並びに予知観測体制の強化
- (5) 被災者生活再建支援制度について、災害救助法が適用となる災害に対する

適用要件の緩和など被害の実態や地域の実情に応じた十分な対応が可能となる制度への拡充

(6) 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害発生時の国による所要措置

24 浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助率の見直しについて

【提案の背景・理由】

浄化槽や公共下水道、農業集落排水などの汚水処理施設は、トイレを水洗化することで生活環境を改善し、また、水路や河川などの公共水域の水質保全を図るなど、健康で文化的な生活をおくるためには欠くことのできない生活基盤施設です。

整備に当たっては、主に市街地などの人口密集地域では公共下水道、農村あるいは漁村地域では農・漁業集落排水事業、人口が散在している地域では浄化槽整備事業など各事業の特長を踏まえ、それぞれの地域にあった経済的・効率的な整備手法を選択する必要があります。

こうした中、平成20年3月末時点での汚水処理人口普及率は、全国平均83.7%となっていますが、人口が5万人未満の市町村では、42.7%と低い状況にあります。

こうした市町村では、家屋が散在しているため集合処理では割高となる地域を多く抱えており、短期間でかつ比較的少ない費用で設置できる浄化槽が有効な汚水処理施設となります。

また、人口減少化社会を踏まえた整備手法が求められる中で、個別分散型の浄化槽は、人口減少の進展にも柔軟に対応可能であることから、浄化槽の果たす役割は大きくなっています。

浄化槽法の目的には、「公共用水域等の水質の保全」が明示され、公共下水道などの集合処理施設と同等の恒久的な汚水処理施設と位置づけられているものの、浄化槽整備事業の国庫補助率については、平成20年度第2次補正予算及び平成21年度当初予算におけるモデル事業に限定して1/2が適用されていますが、通常の浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助率は、公共下水道や農・漁業集落排水事業等の国庫補助率1/2に対し1/3と低い状況にあります。

計画的な整備推進と適正な維持管理を図ることができる浄化槽市町村整備推進事業は、浄化槽の整備目的である公共用水域等の水質保全に適するものであり、今後推進すべき事業です。

同じ汚水処理施設として、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る観点からも、浄化槽市町村整備推進事業の国庫補助率の見直しは必要不可欠です。

については、国庫補助率の見直しについて、次のとおり提案します。

【要望事項】

浄化槽市町村整備推進事業に係る国庫補助率の1/2への引き上げ

〔運輸・交通対策〕

(特別提案・要望事項)

25 道路整備のための予算確保について

【提案の背景・理由】

道路は最も優先的に整備されるべき社会資本であり、東京一極集中を是正し、多軸型国土の形成を図り、活力ある経済に支えられたゆとりある社会を実現するためにも、その整備を緊急かつ計画的に推進する必要があります。

特に、地方にとって、道路は、住民の利便、安全・安心な生活はもとより、地域の産業・経済を支える最も重要な基盤施設です。

九州・山口地方においては、その自律的かつ一体的な発展を図るため、循環型の高規格交通ネットワークの早期形成が不可欠であり、これまでも、真に必要な道路の着実な整備について要望してきたところです。

しかしながら、九州・山口地方の道路整備の状況は依然として立ち遅れており、高規格幹線道路から生活道路に至る道路網の早急な整備を進める必要があります。

九州・山口地方の実態を反映し、必要な予算を確保するため、下記の事項を実現するよう提言します。

【要望事項】

(1) 道路整備のための予算の確保

遅れている九州・山口地方の道路整備を早急に進めるため、新たな中期計画、社会資本整備重点計画、国土形成計画の「地方計画」への九州・山口地方にとって必要な道路の確実な位置づけ及び道路整備のための予算の確保

東九州自動車道など高規格幹線道路を始めとする幹線道路ネットワークの整備に必要な予算の確保

道路整備の遅れている地域に対して重点配分する等、地域の実情を踏まえた予算の確保

(2) 既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化への対応のための新たな措置

地方の幹線道路の渋滞緩和、沿道環境の改善、物流の効率化、観光振興などの地域活性化等を図るため、高速道路に加え、地方道路公社の有料道路や都市高速道路における料金引き下げに係る財政支援措置の創設

26 高規格幹線道路の整備促進並びに降雪時対策について

【提案の背景・理由】

地方において定住と交流を促進し、自律ある地域の発展を図るためには、その先導的役割を担う高規格幹線道路などの道路交通ネットワークを先行的に整備し、地域経済圏を構築することが不可欠です。

九州・山口地方の持つ優れた地域特性を生かし、九州・山口地方の一体的浮揚・発展を図っていくためには、地域間を結ぶ広域ネットワーク型の高規格幹線道路の重点的な整備促進が緊急な課題ですが、その整備状況は、まだまだ不十分です。

については、西日本高速道路株式会社をはじめとする新会社による「有料道路方式」と国・地方の費用負担による「新直轄方式」を組み合わせ、高速自動車国道の整備計画9,342kmを早期に整備し、国土開発幹線自動車道建設法等に定められた予定路線である11,520kmの整備を着実に推進するとともに、一般国道の自動車専用道路の整備を進め、高規格幹線道路網の早期形成を図る必要があります。

また、九州地方は温暖な気候であることから、本州等とは異なり降雪に対する体制や施設が十分でなく、一旦降雪があると通行止め規制が実施される実情にあります。

このため、高速道路を利用した製品の輸送において大幅な遅滞が生じるなど企業の活動に大きな影響が生じ、地域経済への影響や企業の撤退及び立地敬遠が懸念されています。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

(1) 東九州自動車道

苅田北九州空港～行橋間、築上～宇佐間、佐伯～北川間(新直轄方式)、門川～西都間、清武～日南間(新直轄方式)及び志布志～曾於弥五郎間(新直轄方式)の早期完成

行橋～みやこ間の事業促進

日南～志布志間の整備計画策定に向けた調査推進

みやこ～築上間、宇佐～日出間、北川～門川間、及び隼人東～加治木間の並行する一般国道自動車専用道路の整備計画策定

(2) 九州横断自動車道

長崎大分線 長崎～長崎多良見間の4車線化

延岡線 御船～山都間(新直轄方式)の事業促進

延岡線 山都～延岡間の整備計画策定

(3) 山陰自動車道

益田～萩間の基本計画策定

(4) 西九州自動車道

今宿道路、唐津伊万里道路、伊万里道路、伊万里松浦道路、佐々佐世保道路の事業促進

松浦～佐々間の調査促進及び早期事業化

前原市～二丈町福井間の整備計画策定

(5) 南九州西回り自動車道

出水阿久根道路及び川内隈之城道路の早期完成

芦北出水道路の事業促進

阿久根市～薩摩川内市間の調査促進及び早期事業化

(6) 那覇空港自動車道

豊見城東道路の早期完成

小禄道路の基本計画策定

(7) 高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路

国道10号延岡道路の早期完成

国道218号北方延岡道路の事業促進

国道191号萩・三隅道路の早期完成

山陰道（長門～下関間）の事業促進

国道218号高千穂日之影道路の事業促進

(8) 高速道路の降雪時対策

高速道路の降雪時における通行止め規制をできるだけ回避できる体制の強化並びに施設整備への特段の配慮

27 地域高規格道路の整備促進等について

【提案の背景・理由】

地域ブロックの自律的な発展や地域間の交流連携などを図るためには、空港・港湾等の交通拠点等を連絡し、分散する基幹・拠点都市圏を有機的に結節する広域的な循環型交通体系の整備を推進することが重要です。

地域の活性化に積極的に取り組んでいる九州・山口地方にとって、全国的な高規格幹線道路の整備とともに、地方分権の受け皿としての地方都市を育成し、周辺地域と連携した広域的な経済・文化圏を形成するなど、活力ある地方圏を構築するための地域高規格道路の整備は是非とも必要です。

また、中国圏・四国圏など近接する地域との交流・連携を一層推進するため、日本海・西日本・太平洋新国土軸の構想とも重ね、広域ブロック連携軸を形成していくことも必要です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 島原・天草・長島架橋
島原・天草架橋及び天草・長島架橋建設に資する調査の実施
計画路線である島原道路の整備促進及び候補路線である島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ
島原・天草・長島架橋構想の国土形成計画法に基づく広域地方計画への明確な位置付け
- (2) 関門海峡道路
関門トンネル及び関門橋の高齢化を踏まえた国による調査検討の推進
- (3) 有明海沿岸道路
大牟田市～鹿島市間の整備促進
熊本市～大牟田市間の計画路線への格上げ
- (4) 中九州を横断する幹線道路（中九州横断道路、熊本環状道路、熊本天草幹線道路）の全線における区間指定及び早期整備
- (5) 沖縄におけるハシゴ型道路ネットワーク（沖縄西海岸道路、名護東道路、南部東道路）の整備促進
- (6) 計画路線の早期整備

- ・ 佐賀唐津道路
- ・ 長崎南環状線
- ・ 宮崎東環状道路
- ・ 鹿児島東西幹線道路
- ・ 大隅縦貫道（期）
- ・ 黒崎道路
- ・ 西彼杵道路
- ・ 大分中央幹線道路
- ・ 都城志布志道路
- ・ 鹿児島南北幹線道路
- ・ 福岡高速道路
- ・ 新若戸道路
- ・ 長崎南北幹線道路
- ・ 中津日田道路
- ・ 北薩横断道路
- ・ 南薩縦貫道
- ・ 北九州高速道路
- ・ 那覇インターアクセス道路

（ 7 ） 候補路線の計画路線への格上げ

- ・ 北九州福岡道路
- ・ 宇佐国見道路
- ・ 大隅縦貫道（期）
- ・ 福岡鳥栖道路
- ・ 宮崎環状道路
- ・ 福岡東環状道路
- ・ 東彼杵道路

28 新幹線ネットワークの早期実現について

【提案の背景・理由】

新幹線は、高速交通基盤の要であり、国土の均衡ある発展の基礎となるとともに、環境にやさしく、安全でエネルギー効率に優れた大量輸送高速交通機関です。

平成16年3月に開業した九州新幹線鹿児島ルート新八代・鹿児島中央間については、観光やビジネスなどの利用客の定着とともに、通勤・通学などで利用する定期券利用客が増加し、新幹線のマイレール化が進むなど、一日平均9千人を超える好調な利用状況が続いています。

残る博多・新八代間については、平成22年度末の完成に向け鋭意工事の進捗が図られているところであり、沿線の各県・市町村においても、鉄道・運輸機構やJR九州等の関係機関とともに、その確実な実現を目指して、本体工事や開業に向けた駅周辺整備等に全力で取り組んでいます。

ただし、平成23年3月開業に必要な事業費の確保とともに、資材高騰等による事業費増に対する地方負担増額が大きな問題となっています。

さらに、全線開業効果を最大限発揮させるための利便性の高いダイヤの編成等運行形態のあり方についても大きな課題となっています。

また、西九州ルート（長崎ルート）においては、関係する皆様の協力の結果、平成20年3月26日に武雄温泉・諫早間の着工が認可されました。今後は、一日も早い開業に向け鉄道・運輸機構やJR九州等の関係機関とともに着実な事業推進に鋭意取り組んでいきますが、新幹線の効果をより広げるためには、長崎市までの一日も早い延伸と単線区間である肥前山口・武雄温泉間の複線化等改良が必要です。

さらに、九州の一体的浮揚を図るためには、鹿児島ルート、西九州ルート（長崎ルート）だけでなく、東九州新幹線および九州横断新幹線の整備がなされ、新幹線によるネットワークを形成し、九州内各地相互間のもとより、九州外の地域と九州内各地域との時間距離を大幅に短縮し、人の流れを活発にするとともに、観光、ビジネス等の経済効果をそれぞれの地域に波及させることが不可欠です。

については、九州全体にわたる新幹線ネットワークが早期に整備されるよう、次のとおり要望します。

【要望事項】

(1) 九州新幹線鹿児島ルート

平成23年3月の全線開業に向けた博多・新八代間の建設財源確保と整備促進建設事業費の増嵩による影響分を含めた、地方公共団体負担軽減のための財源措置の拡充・強化

並行在来線である肥薩おれんじ鉄道の経営改善に向けて、運営費補助等の財

政支援制度の創設や地元負担に係る地方財政措置を講じるとともに、現在、JR九州に適用されている固定資産税等の特例措置（三島特例）の創設など抜本的な支援策の確立

ユニバーサルデザインを基本とした新幹線駅舎及び駅周辺施設の整備

全線開業効果を最大限発揮させるためのダイヤや運賃の設定など利便性の高い運行形態、さらに東京方面への直通運転の実現

（２）九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）

武雄温泉・諫早間の建設財源確保と整備促進

諫早・長崎間の早期認可・着工

公共事業費の重点配分等による建設財源の安定的確保及び地方公共団体負担についての起債充当率や交付税措置等の充実・強化

肥前山口・武雄温泉間の複線化等改良について、新幹線整備の一環と位置づけ、整備主体、負担割合、交付税措置等、整備新幹線スキームの適用

新幹線整備に伴い、地方が維持することとなる在来線について、鉄道輸送サービスの維持に係る負担を軽減するための制度の充実又は創設

（３）東九州新幹線

東九州新幹線の整備計画線への格上げ

（４）九州横断新幹線

九州横断新幹線の整備計画線への格上げ

（５）フリーゲージトレイン

フリーゲージトレインの技術開発促進及び早期の開発目標達成

導入に際しての地方公共団体負担軽減措置の確立

29 日豊本線の高速化、複線化の推進について

【提案の背景・理由】

今日、都市圏の拡大、地域間交流の活発化に伴い公共交通機関の整備、とりわけ大量性、定時性、併せてその安全性、省エネルギー性、低公害性から鉄道網の整備が必要です。

九州・山口地方においては、在来線の高速化に積極的に取り組んでおり、東九州地域の唯一の幹線鉄道である日豊本線については、今後、九州新幹線鹿児島ルート
の全線開業、沿線の空港や重要港湾等の整備に伴い、更にその都市間輸送機関としての役割の重要性も増すことが予想されることから、早期に整備を図る必要があります。

しかし、日豊本線の高速化、複線化には、地形的条件等から多大な経費が必要であり、JR九州や地元自治体の負担にも限界があります。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 日豊本線でのフリーゲージトレイン導入を促進
- (2) 特に遅れている日豊本線鹿児島～宮崎間、佐伯～延岡間の高速化、複線化推進のための、鉄道整備に係る制度の拡充・強化

30 第三セクター鉄道に対する支援について

【提案の背景・理由】

国鉄再建対策による特定地方交通線から転換し、又は整備新幹線開業に伴う並行在来線を引き受けた第三セクター鉄道は、地域の基幹的公共交通機関として重要な役割を担っており、地域の振興にも大いに寄与しています。また、並行在来線を引き受けた肥薩おれんじ鉄道については、全国の貨物鉄道ネットワークの一部としての重要な役割も果たしています。

こうした第三セクター鉄道は、地方鉄道という性格上、大幅な収入増が望めない一方で利用者の利便性向上や安全性確保のため、車両等の設備更新を計画的に実施することが必要となっています。しかしながら、国鉄譲渡財産や自治体補助財産を圧縮記帳し、減価償却を行わないため、設備更新等に要する費用の内部留保がないという問題があります。

並行在来線を引き受けた肥薩おれんじ鉄道については、沿線人口の減少に加え、従来の特急列車利用者の新幹線への移行、無料自動車専用道の供用開始等により利用客の減少が当初の予想を上回り、利用客の減少に歯止めがかからず厳しい経営状況となっています。

このような状況を改善するため、沿線の地方自治体等は、第三セクター鉄道の長期的な経営安定を確保するための経営安定基金への出捐、経営安定化補助金の創設並びに固定資産税の減免等、できる限りの支援を行っています。また、会社側も、思い切った合理化と懸命の経営努力を続け、地元でも一致協力した利用促進運動を展開していますが、経営環境はより一層厳しいものになっています。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 国鉄再建対策による特定地方交通線から転換した第三セクター鉄道のうち、安全運行確立のため国の制度に従って計画的に実施される施設の鉄道軌道輸送高度化事業の円滑な推進
- (2) 第三セクター鉄道を支援する沿線自治体等に対する地方負担の軽減のための補助率に見合う国庫補助額の確保
- (3) 並行在来線を引き受けた肥薩おれんじ鉄道に対する経営維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度の創設
- (4) 地元負担に係る所要の地方財政措置

- (5) 線路使用料における対象経費の見直し
- (6) 現在、J R九州に適用されている固定資産税等の特例措置（三島特例）の創設
- (7) 新たに整備・取得した鉄道資産に係る固定資産税等の特例措置の創設
- (8) J R九州区間との間における直通運転列車の運行拡大の支援
- (9) 災害時の支援策の適用要件緩和など抜本的な支援策の充実強化

31 地域航空システムの推進について

【提案の背景・理由】

九州における地域航空システムは、これまで離島空路をはじめ地方都市間の航空路線の拡充が図られ、地域間的高速輸送手段として重要性が高まっています。

しかし、地域航空システムを取り巻く環境は、需給調整規制の廃止や航空運賃の自由化などにより、今後ますます厳しくなるものと考えられます。

特に、離島における航空路線は、離島住民の生活及び産業活動にとって極めて重要な交通手段ですが、一般的には運航距離が短く、生活路線であるため旅客が特定され需要の伸びが期待できないなど、採算性の面で多くの課題を抱えており、さらに近年の燃油価格高騰等によるコストの上昇や昨年秋以降の世界的な景気後退等による需要低迷の影響も大きく、その経営環境は今までも増して厳しくなっています。

また、離島住民の生活利便性の向上や観光の振興等を図る上で、離島航空運賃の軽減化は重要な課題となっていますが、航空会社の自助努力のみではこれを実現することは困難な状況となっています。

については、地域の活性化を図り、九州の一体的浮揚を図るという観点から、九州における地域航空システムの維持・拡充のため、離島航空路線及び離島以外の路線を含めた地域航空システムについて、次のとおり提案します。

【要望事項】

(1) 離島航空路に対する支援措置の拡充

離島空路整備法（仮称）の制定

運航費に係る財政支援措置の拡充

機体購入費及び衛星航法補強システム（MSAS）受信機購入費に係る財政支援措置の拡充

全離島航空路線への航空機燃料税の減免措置の導入等、公租公課の減免及び着陸料等の軽減措置の継続・拡充

離島航空路に係る地方公共団体の財政負担に対する地方交付税による財源措置の継続・拡充

小型機駐機場とターミナルビルとを結ぶルーフ歩道の整備等、離島航空路の快適性の向上のための施設整備の推進

格納庫建設に係る財政支援措置の創設

離島航空路線における運賃軽減化に資する施策の拡充

(2) コミューター航空の推進

航空機燃料税等公租公課の減免及び着陸料等の軽減措置の拡充

機材費等施設整備費に係る税制上の特例措置を含むコミューター航空事業運営に対する財政支援措置の拡充

地方自治体が行うコミューター航空事業者への運航費等補助に対する地方交付税措置の拡充

コミューター航空用空港（その他飛行場）の管理運営費、災害時等の復旧工事及び航行援助施設の維持管理費用に対する財政支援措置の創設

小型機駐機場とターミナルビルを結ぶルーフ歩道の整備等、コミューター航空利用者の利便性向上のための施設整備の推進

32 離島航路維持・安定化施策の拡充について

【提案の背景・理由】

九州・山口地域には多くの有人離島があり、そこで暮らす住民にとって、本土と離島を結ぶ唯一の交通手段である離島航路はいわば生命線であり、その維持・安定のため、国及び地方公共団体は、航路運営費の補助を行っています。

しかし、離島航路は、もともと経営基盤が脆弱な上に、近年の島民人口の減少、諸経費の高騰等により、その経営環境は極めて厳しくなっています。

ついては、離島住民にとって必要不可欠な離島航路の維持・安定を図るため次のとおり提案します。

【要望事項】

- (1) 離島航路補助制度改善検討会の「最終報告」及び「中間とりまとめ」を踏まえた離島航路整備費補助制度の拡充・強化（離島振興関係法令の趣旨に即した十分な補助額の確保）

異なる複数航路が就航する離島航路の補助対象化

標準単価、船員数、標準賃率等の数値やこれらを用いた各種収入や費用の算出方法を、赤字の離島航路も含む数値とするなど、離島航路の実態や運航形態に応じたものへの見直し

離島航路事業を取り巻く厳しい環境、原油高騰等の社会情勢変化に柔軟に対応し、運航事業者の積極的な取組を促す経営改善制度への見直し

離島振興対策実施地域の指定を解除されたものの、依然として交通体系が未整備の状況にある地域に対する、離島に準ずる地域としての離島航路支援見直しに当たっての地方公共団体の負担拡大の回避

船舶建造等の公設（有）民営化の推進にあたっての財政支援の充実、及び地方自治体のリスク回避のための法整備や制度創設

- (2) 離島観光の振興を通じた離島航路の利用促進のための観光基盤整備、誘客宣伝等に対する支援措置の創設

33 九州本土間及び九州と他の地域を結ぶフェリー航路に対する支援について

【提案の背景・理由】

九州内の本土間を結ぶフェリー及び九州と他の地域を結ぶフェリーは、我が国のモータリゼーションの進展と共に発展した海上輸送における新しい輸送形態の一つであり、環境面において優れた特性を有していることから、いわゆる「モーダルシフト」の受け皿として、その役割が見直されています。

当該フェリー航路が就航している地域は、大消費地・大生産地から遠距離にあることや海上輸送が陸上輸送よりも最短ルートであるなどの地理的な条件下に置かれていることから、当該フェリー航路への物流面での依存度が高く、地域の産業活動に欠くことのできない極めて重要な役割を果たしています。

また、大地震などで陸上経路が寸断された場合の代替経路としての機能も有しています。

近年は、燃料油価格の歴史的な高騰による運航コストの上昇、景気の低迷による輸送需要の減少等、当該フェリー航路を取り巻く経営環境が悪化する中で、各県においても、各種の利用促進活動や物流の効率化方策の検討等を通じて、フェリー航路の維持・確保に努めてきたところです。

さて、先般実施された「生活対策」としての高速道路料金の大幅な値下げ・割引により、景気浮揚効果も期待されるようですが、他方で、交通機関間の競争条件が変化することにより、各運航会社によれば、何ら対応を取らなかった場合、陸上輸送への移転による大幅な減収が避けられないと想定していることから、各県としても将来的な航路維持への影響を懸念しているところです。

については、当該フェリー航路に対する支援措置について、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 九州本土間及び九州と他の地域を結ぶフェリーが競合交通機関に対する競争力を維持・向上させることを可能とするため、船舶の燃料効率の改善その他の運航コストの軽減施策の拡充や、価格競争力を維持できる公的助成制度の創設などの経営基盤強化の推進
- (2) 運航会社その他の関係者が講じる九州本土間及び九州と他の地域を結ぶフェリーの発着港からの二次交通の整備や九州本土間及び九州と他の地域を結ぶフェリーを利用する観光需要の喚起のための施策に対する支援の強化
- (3) 荷主、トラック事業者等が連携・協働して環境負荷の低い海上輸送へ転換させるモーダルシフトの取組に対する支援の強化

- (4) 港湾管理者及び漁港管理者が運航会社に対し、港湾・漁港施設使用料を減免する場合における必要な財政措置

34 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保について

【提案の背景・理由】

羽田空港は国内航空旅客の約60%が利用している国内航空輸送ネットワークの要であり、首都圏と地方間の高速度輸送手段としてだけでなく、地方の経済発展や観光の活性化、教育・文化活動等を振興する上でも、非常に重要な役割を果たしており、短期的には景気低迷の影響を受けるものの、中期的には羽田空港と地方空港間の需要は大幅に伸びるものと見込まれます。

こうした中、平成22年10月末に完成が見込まれる羽田空港再拡張工事による容量拡大により、年間発着回数が現在の30.3万回から40.7万回に増える見込みとなっており、地方空港にあっては、羽田空港との路線・便数の拡充やダイヤ改善の絶好の機会になると捉えているところです。

一方、平成19年5月にアジア・ゲートウェイ戦略会議がまとめた「アジア・ゲートウェイ構想」の最終報告では、供用開始時に国際旅客定期便を3万回就航させるなど、羽田空港のさらなる国際化に向けた対応方針が示されたところです。

こうした状況を受け、昨年末に開催された「第1回羽田空港発着枠の配分基準検討懇談会」では、国内線に振り向けられる新たな発着枠は、当初の段階で37便に留まることが明らかにされ、現時点では、発着枠の多くは国際線に振り向けられるのではないかと予想されています。

羽田空港再拡張後に国際線の発着枠が増加した場合、地方路線への枠配分が減少することが懸念されるとともに、首都圏に国際線が集中することで、地方空港が推進している東アジアを中心とする国際線への影響も危惧されます。羽田空港の国際化の意義は十分に理解しますが、地方路線の充実、地方都市に限らず、地方空港と航空路線がある離島など日本全体の均衡ある発展にとって不可欠です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 地方活性化への期待、かつ、国土全体の均衡ある発展を図る観点から、羽田空港再拡張後の発着枠の地方航空路線への優先的配分（特に、地方航空路線の旅客の利便性が高い、いわゆる昼間時間帯を中心とする時間帯）
- (2) 供用開始時から地方航空路線への十分な規模の配分の確保並びに早期の配分完了

35 アジア各国との航空自由化の推進及び地方空港の国際定期便に係る着陸料の引き下げについて

【提案の背景・理由】

九州各県においては、地方空港の国際化を通じた地域の活性化を図るため、距離的にも近接しており、経済的な結びつきも強いアジア各国・地域との間の国際定期航空路線の新規開設や増便に取り組んでいるところです。

国においても、こうした動きを後押しするため、アジア・ゲートウェイ構想に基づき、韓国や香港といった国・地域との間で地方空港の自由化を実現するための合意に至ったところですが、未だ合意がなされていない中国や台湾等との間においても、鋭意、航空交渉を進展させ、地元の要望や航空会社の意向に基づき、新規路線の開設等が速やかに実施できる環境の整備を図る必要があります。

また、同構想に基づき地方空港の国際チャーター便の着陸料の引き下げが行われましたが、地方空港の国際定期航空路線は、週に数往復程度と規模が小さい場合が多いため、費用に占める固定経費の比率が高くなり、運航規模が大きい大都市の空港の国際線に比べ、路線の収支を確保することが難しい状況です。地方への外国人観光客の誘致を進めるためには、これらの定期便の定着が重要であり、このためには着陸料などの公租公課の体系の見直しが必要です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 中国、台湾等、未だ地方空港の自由化を実現するための合意に至っていないアジアの国・地域間での早期に航空交渉の進展
- (2) 地方空港の国際定期航空路線に係る着陸料に対するチャーター便と同様の軽減措置の拡充

36 港湾の整備促進について

【提案の背景・理由】

九州・山口地方は、長い海岸線と多くの離島を有し、貨物及び旅客の輸送に果たす海運の役割は極めて大きく、また、港湾の数も全国の4割を占めています。

近年、発展著しい東アジア等との国際交流の拡大に伴う貿易量やクルージング需要の増大、船舶の大型化、複合一貫輸送の推進等に対応した港湾整備及び港湾保安対策の構築による国際競争力をもつ港湾の育成が求められているとともに、想定される東南海・南海地震やそれに伴う津波の影響や阪神・淡路大震災の教訓から、災害に強い港湾システムの構築も重要な課題です。

また、本土と離島間をはじめとする生活物資の安定供給、日々の交通手段の確保など、生活基盤として、離島の住民生活の安定、利便性確保のための港湾整備も引き続き重要な課題です。

更に、快適な旅客交通体系の形成に向けた港湾整備や環境と共生し、豊かで潤いに満ちたウォーターフロントの整備のほか、廃棄物問題についても積極的に対応していく必要があります。

については、九州・山口地方の港湾整備の促進を図るため、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 国際交流の拡大や物流モーダルシフトの進展に対応した重要港湾の整備促進
- (2) 地域の振興及び活性化の拠点となる地方港湾並びに特定地域振興重要港湾の整備促進
- (3) 地域産業空洞化に対処するための拠点港湾の整備促進
- (4) 離島の住民生活の利便性を確保するための生活港湾の整備促進
- (5) 中枢・中核国際港湾の国際海上コンテナターミナルの整備促進
- (6) 廃棄物処分問題に対応するための廃棄物海面処分場の整備促進
- (7) 国際観光交流促進のためのクルーズ旅客船ネットワークの形成推進
- (8) 港の資産と地域の個性を活用した「みなとまちづくり」の推進

- (9) 港湾保安対策 (SOLAS) 対象施設の維持管理に関する財政措置の充実
- (1 0) 高潮・津波防波堤や海岸保全施設の整備、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備など港湾における総合的な防災対策の強化推進
- (1 1) 港湾の国際競争力を強化するため、港湾手続きのシングルウィンドウ化の推進
- (1 2) 循環型社会の実現を図るためのリサイクルポートを拠点とした総合的な静脈物流ネットワークの構築
- (1 3) 港湾における高い水準の国際競争力を確保するためのスーパー中枢港湾の指定等による港湾機能の拡充

37 空港・港湾におけるC I Q体制の充実強化及び審査の迅速化について

【提案の背景・理由】

国においてはアジア・ゲートウェイ構想に基づき平成19年8月に日韓間で、また、平成20年1月には日港間で航空自由化が合意されるなど、今後、地方レベルでの国際化が進展し、交流が活発化する中で、地方空港及び港湾の重要性はますます高まってきており、国際化時代に対応した地域の活性化を図るためには、その機能の充実が重要な課題です。特に、ビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとした我が国のグローバル観光戦略に九州・山口各県も真剣に取り組み、アジアからの外国人旅行者の訪日を推進しているところであり、航空機利用とともに港湾への国際級観光船の入港実績も増加しているところですが、これら、外国人旅行者に対し、迅速かつスムーズな入国が可能となるよう、サービスの充実が求められているところです。また、国際物流拠点としての地域経済における空港と港湾の役割も非常に大きく、国際貨物取扱量の増加に伴う輸入品の検査等の増や平成19年11月から個人識別情報を利用したテロ対策が実施されたことにより、C I Q機関への負担も急増しています。

しかしながら、現状をみると、C I Q施設の老朽化や外国人旅行者の増加等による施設の狭隘化が進んでいることに加え、官署が空港や港湾から遠隔地にあたり、人員が不足して迅速に対応できない官署があるなど体制が不十分であり、C I Q体制を充実させることが喫緊の課題となっています。

また、入国検査時における個人識別情報（指紋採取及び写真撮影）取得により入国までに時間を要することへの乗客の不満等が発生しており、特に、入国管理に関しては平成19年11月以降、外客の待ち時間が更に増加しています。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 外客などに大きな不満を感じさせることなく地方における空港・港湾でのC I Q対応が適切かつ迅速に実施できる施設への拡張や人員の増員による体制の充実強化並びにホスピタリティの向上
- (2) 入国管理に関する、アジア主要空港・港湾におけるプレクリアランスの大幅な拡充及び機器の改良や機器の故障時等における現場での弾力的な対応
- (3) 日本への複数回入港を予定している同一航海において、2回目以降の入国時の手続きにおける指紋採取及び写真撮影の省略、簡素化を可能とする措置など入国審査の迅速化

38 バス運行対策の推進について

【提案の背景・理由】

乗合バス事業の乗車人員は、マイカーの普及等により全国的に年々減少の一途をたどっており、九州・山口地域においても採算性の悪い路線が増加し、バス事業者の経営を圧迫するとともに廃止される生活路線の数も増加しています。

生活交通の確保については、国と地方の適切な役割分担のもと、広域的・幹線的路線について、国の助成措置が講じられていますが、バス事業者の経営状況は非常に厳しく、広域的・幹線的路線のみならず、その他の地方路線についても維持・確保に支障を来たしつつあります。

また、国の助成対象とならない地方路線については、地方自治体が主体的に維持・確保していますが、それに伴う財政負担が年々増加する一方、今後、高齢社会の進行等により、利用者のニーズに対応した生活交通がますます重要になることが見込まれるため、地域の実情に応じたより効率的な取り組みを促進する必要があります。

ついては、身近な交通手段である路線の維持・確保を図るため、次のとおり提案します。

【要望事項】

- (1) 生活バス路線を維持するための所要の財源の確保並びに地域の実情に配慮した施策の拡充
- (2) バス事業者の車両購入計画に支障を生じさせないための手続きの改善
- (3) 「地域公共交通活性化・再生総合事業」等による支援の強化と財源の確保
- (4) 市町村合併が進展している実情に合わせて、国の補助要件「複数市町村をまたがる路線」の緩和
- (5) 離島バス路線維持のため離島バス事業者も「路線維持合理化促進補助金」の対象へ追加

39 NPO等による自家用有償旅客運送の促進について

【提案の背景・理由】

平成18年10月の道路運送法等の一部を改正する法律の施行により、福祉有償運送及び過疎地有償運送等の登録制度が創設されました。

しかしながら、制度が運用される中、地域によっては、当該運送を行うに当たって設置することが義務づけられている運営協議会での合意形成が困難等との意見もあり、ボランティア活動等による移動制約者の円滑な移動を促進するためには、自家用有償旅客運送の普及に向けた制度の一層の周知が必要です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

運営協議会における協議において関係者間の合意が円滑かつ積極的に得られるようにするための、交通事業者及びその他関係者に対する必要な助言・指導の実施

〔福祉・環境対策〕

40 保健医療対策の推進について

【提案の背景・理由】

保健、医療に係る各種行政需要の増大と多様化が進展し、高齢者等に対する総合的な施策の展開を図ることが急務となっていることから、各分野にわたる施策を適切かつ総合的に推進する必要があります。

地域保健においては、急激な高齢化の進展や疾病構造の変化等取り巻く環境が著しく変化しています。

また、医療保険制度の改革については、国民生活の質の確保・向上を目指し、短期的なものから中期的なものまで広範囲に渡る見直しがなされていますが、国民健康保険制度の構造的な問題の解決となっていないなど不十分な点もあることから引き続き改革の必要があります。

さらに、専門医の育成確保については、小児科及び産婦人科医の減少、高年齢化などが全国的課題となっている反面、小児医療の充実に対する住民の期待が高まっており、育成・確保対策の充実を図る必要があります。

加えて、離島、へき地及びその他の過疎地域は、全般的に医療供給基盤の整備が立ち遅れており、体系的な医療供給体制の整備を図る必要があります。

難病対策については、本来、国の責任において、全国的な制度として実施されるべきものですが、事業実施に必要な国の予算が十分に確保されないため、都道府県においては多額の負担超過を生じており、さらに、診断や治療法が確立されておらず保険適用外となっている難病については、患者の経済的負担が大変大きくなっています。

については、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

(1) 地域保健対策の推進

地域の実情に配慮した施策の充実

「健康日本21」を踏まえた、地域特性を反映した計画の策定

各種健康づくり施策に対する、財政面も含めた支援の更なる充実

(2) 医療保険制度の改革

国の責任において、負担と給付の公平化や安定した保険運営を将来にわたって確保するため、全ての医療保険制度の全国レベルでの一元化についての将来あるべき姿の明示並びにそれに向けた具体的道筋の提示

制度改革に当たって、社会的・経済的に弱い立場の人々への配慮、並び

に地方公共団体の意見の十分な反映

平成21年度で期限切れとなる国保財政基盤強化策（高額医療費共同事業、保険基盤安定制度の保険者支援分、国保財政安定化支援事業及び保険財政共同化安定事業）についての充実・強化とそれに必要な国による財源の確保

後期高齢者医療制度の安定的な財政運営を図るため、医療給付費に係る地方の定率負担金や制度の周知等に要する経費に対する国の確実な財源措置の実施

特に、制度の改正や新たな措置の導入によって生じる新たな財政負担に対する確実かつ恒久的な国の責任による全額補填

高齢者の不安を無くし安定した制度とするため、都道府県や後期高齢者医療広域連合の意見を踏まえた上でのさらなる改善

特定健診・特定保健指導の継続的实施により医療費適正化の効果が発現されるまでの間の保険者等に対する十分な財政支援

70歳から74歳までの医療費に係る自己負担金等の割合の見直しに併せ、平成20年度から臨時的な軽減特例措置として国が負担している増額部分に対する軽減特例措置の適用拡大

国民健康保険制度への都道府県負担に対する確実な財源措置並びに財政基盤が脆弱な県への財政面での配慮

(3) 小児科及び産婦人科の専門医の育成・確保対策

小児科及び産婦人科の専門医の確保対策の実施

医科大学、大学医学部等に対する地域医療への支援要請

医師不足が問題となっている小児科や産科などの診療科について、平成20年度報酬改定の効果を踏まえたさらなる見直し

増加傾向にある女性医師が継続して働くことができるよう、産休・育休時等に対応する代替医師の確保や再就業支援などの就業環境整備の継続実施

(4) 離島、へき地及びその他の過疎地域における医師確保対策の充実

離島、へき地及びその他の過疎地域の医療機関への医師派遣制度の創設
へき地勤務医師等の確保につながる臨床研修カリキュラムを整備するなどの制度改善の実施

大学の卒前・卒後教育の各段階で、へき地勤務等の地域医療を志向する医師を養成する仕組みづくり

病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域における一定期間の診療経験を付加することや、離島・へき地における医師の確保を図るための

修学資金貸与制度の拡充に対する財政支援など、医師のへき地等勤務を促進する具体的方策の実施

(5) 研修医の都市部集中の是正に資する臨床研修制度の運用

臨床研修医の都道府県別及び臨床研修病院別募集定員については、各都道府県の研修医の減少数を加味して設定するなど、見直し後の臨床研修制度が真に研修医の都市部集中の是正に資するような制度の運用

(6) 国民健康保険における国庫支出金の減額措置の廃止

市町村が実施する乳幼児医療費助成などの地方単独福祉医療事業は、国が推進する少子化対策等に寄与するもので、この事業を現物給付により実施した場合に措置される国民健康保険の国庫支出金減額措置の廃止

(7) 特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担の解消

地方における超過負担の早期解消並びに法制化など事業の安定的実施の確保

(8) 難病等の診断、治療法等早期確立

国における治療研究の推進並びに患者支援策の充実・強化

(9) 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る地方の超過負担の解消及び制度改正に伴う予算措置

小児慢性特定疾患治療研究事業費国庫補助金に係る地方の超過負担解消のため、制度設計者である国の責任による必要な予算の全額確保並びに、今後一切都道府県等に超過負担を発生させないための児童福祉法改正による制度の安定的実施

高額療養費の取り扱い変更に伴う円滑な事業実施のため、新たに生ずる事務に対する予算措置

(10) がん診療連携拠点病院の指定要件の弾力的な運用について

がん診療連携拠点病院の指定更新に当たっての、地域の実情を踏まえた指定要件の弾力的な運用

41 介護保険制度の円滑な実施について

【提案の背景・理由】

介護保険制度の実施に伴い、事務処理体制の整備等において地方行財政の負担が増加しており、介護保険制度を長期的に安定した制度とするためには、地方に過大な財政・事務負担が生じないように、国において十分な財源措置を講ずるなど施策の充実・強化が必要です。

介護保険法が円滑かつ効果的に実施されるためには、介護予防をはじめとする制度について、国民の理解とともに県や市町村などの行政職員、介護サービス事業者及び従業者、地域の保健・医療・福祉関係者等の積極的取組が極めて重要であり、制度の広報・啓発と人材育成、介護労働者等の確保対策が不可欠です。

さらに、離島、過疎地域については、地理的、経済的条件の外、高齢者独居世帯が多い等の理由から施設入所が必要な高齢者の比率が高くなっており、保険料への影響が重大となっています。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 介護保険制度の様々な改正等における、県及び保険者である市町村との十分な協議の実施、並びに速やかな情報提供による十分な準備期間の設定
- (2) 介護サービス等の適切な提供と質の向上を図るため、介護支援専門員をはじめサービスに直接携わる保健・医療・福祉人材の確保・養成及び資質向上対策の充実等、十分な支援策の実施
- (3) 介護保険制度の実施に伴う事務処理体制の整備等における地方行財政の負担の増加に対する十分な財源措置
- (4) 要介護認定について
介護保険制度に対する信頼を確保し、公平かつ適切な要介護・要支援認定が行われるよう、認定調査員や介護認定審査会委員に対する認定研修の充実並びに、効率的な判定のための支援策の実施
平成21年度からの要介護認定の見直しに係る検証・検討が行われているところですが、現場に混乱が生じないように、「検証・検討会」における速やかな検討と結果の提示
- (5) 離島等地理的条件の不利な地域における介護サービスの円滑な提供のための事業者の参入を促進する支援策の拡充、及び介護報酬の加算が利用者並び

に県、市町村の負担につながらないようにする措置の実施

(6) 介護保険の利用が高くなる85歳以上の高齢者の65歳以上の人口に占める割合が反映される新たな財政支援(調整)措置の創設及び、後期高齢者人口の増加、介護従事者の確保、離島や過疎地におけるサービス提供など、介護給付費や介護保険料負担の増加に対応した新たな財政負担のあり方の検討

(7) 介護サービス情報の公表等について

福祉サービスの「第三者評価」及び既に義務化されている地域密着型サービスの「外部評価」について、都道府県における一体的推進を可能とする制度への見直し

施行状況の検証による、真に利用者による事業者の適切な選択を支援する仕組みへの見直し

利用者のサービス選択への効果とともに、事業者自らのサービスの向上につながる内容の簡素化・平易化などによる効率的かつ効果的な制度への見直し

42 療養病床の再編成について

【提案の背景・理由】

医療制度改革の一環として、医療費適正化の推進を図るために、生活習慣病予防の徹底と平均在院日数の短縮という中長期的な対策が盛り込まれ、平均在院日数の短縮の具体的方策として、療養病床の再編成が進められています。

高齢者の状態に即した適切なサービスを効率的に提供する体制づくり、すなわち地域ケア体制の整備に取り組む必要があることから、療養病床の再編成を進めるに当たっては、利用者の視点、費用負担者の視点、医療提供体制の視点に立って再編成を行うよう施策の充実・強化を本会としても提案してきました。

その結果、入所者の医療ニーズへの対応を介護報酬上評価した介護療養型老人保健施設の創設など、療養病床に入院していた患者への一定水準の医療サービス提供が確保されるとともに、療養病床の円滑な転換に向けた数々の支援策が拡充されてきました。

しかし、一方で、療養病床の転換を推進しようとする結果、医療と介護の適切な機能分担や、よりよい療養環境の提供といった、そもそもの改革の理念が見失われている面も見受けられ、先の見通しの立たない中で医療機関が転換の判断を先送りしている状況もあります。

また、今後、介護老人福祉施設入所者の重度化・高齢化に伴う医療提供の増加や規模が小さいため、大幅な改修や新たな人員確保に伴う老人保健施設への転換が困難な有床診療所、さらには、療養病床の再編による利用者の移動等により国の給付費が減少する一方で、被保険者及び自治体の負担増が生じる恐れがあることなどへの対応も必要と考えられます。

そこで、療養病床の再編成が単に医療保険から介護保険へ費用を付け替えるだけに終わり、国の負担を減じる一方で地方負担が増加するという結果を生むことにならないよう、制度設計者たる国の責任において、改革の根本理念に立ち返り地方財政の状況や現場の実態に合った制度とするよう引き続き十分な検討を行うことを大前提としつつ、次のとおり施策の更なる充実・強化及び見直しを提案します。

【要望事項】

- (1) 介護職員による喀痰吸引や褥創処置などの医療行為の是非も含めた介護老人福祉施設の基本的な在り方及びその入所者に対する医療の提供の在り方に関する方向性の早期提示
- (2) 有床診療所が転換可能なモデルの提示、又は、転換ができない場合における医療療養病床が維持できる診療報酬上での配慮

- (3) 医療療養病床が老人保健施設へ転換する場合における入所者に係る介護保険の保険者の取扱いについて、施設所在地の保険者に係る財政負担の不均衡を生じさせないための調整交付金制度による交付対象の見直し等、必要な措置
- (4) 療養病床の介護保険施設等への転換時における支障を生じないようにするための、厚生労働省が所管する法令のほか関係法令との整合並びに、十分な配慮や施策の実施
- (5) 新たに創設された介護療養型老人保健施設及び既存の介護老人保健施設におけるサービス内容や人員、設備、コスト等に関する検証と必要に応じた基準や報酬の見直し

43 障害者保健福祉施策の推進について

【提案の背景・理由】

「障害者基本計画」に基づき、障害者の自立と社会参加のための施策が地域の実情に応じて総合的に展開できるよう、施策の一層の充実を図るとともに必要な財源を確保する必要があります。

特に、障害者自立支援法の施行後、制度上の様々な課題や問題点が指摘されています。

法施行に伴う激変緩和等を図るため、障害者自立支援対策臨時特例基金の延長・積み増しの措置が講じられ、また、改正法案が国会へ提出されているところですが、障害者が真に地域で安心して暮らせる制度とする必要があります。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 障害者自立支援法の抜本的な見直しにあたっての配慮
地方自治体に新たな負担を求めない国における十分な財政措置
- (2) 地域生活支援事業に係る十分な財政措置
地域生活支援事業費補助金について、現行の市町村人口等による配分方法に加え、重要施策への取組状況等、地域の実情を勘案した方法への見直し並びに都道府県や市町村の所要額に見合う十分な財政措置
離島圏域における障害者就業・生活支援センターの設置については、本土圏域に比べ、一般就労の場の確保が困難なことを考慮した委託要件の緩和
- (3) 精神障害者社会復帰施設等の補助金の確保と早期交付
精神障害者社会復帰施設及び身体・知的障害者の小規模通所授産施設等の国庫補助金の新体系への移行実績に応じた額の確保並びに、補助金の早期交付
- (4) 障害者の職場実習の推進
障害者の職場実習を推進するため、在宅生活者が実習する場合の災害保険への加入や交通費の支給など、安心して実習できる環境整備の推進
- (5) 重度障害者医療費助成制度の創設
生活の安心を下支えする制度として、全国の地方自治体で同様の事業が実施されている重度障害者医療費助成制度について、国における制度の創設
- (6) 精神障害者への運賃割引制度の適用

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、各種公共交通機関運賃割引制度の適用要請の実施

(7) 障害者相談員制度の充実

知的障害・身体障害に、新たに精神障害を加えた三障害の相談員の委嘱を市町村事業として明確に位置付け、地域生活支援事業による相談支援事業との一体的実施のための法整備

(8) 発達障害児・者に対する支援の充実

発達障害児・者の特性に応じた必要なサービスの実施や専門職員（医師、保健師、保育士、教員等）の養成の充実

(9) 公的身元保証制度の創設

親族等による保証人が得られにくい障害者について、就労や民間住宅の賃貸契約が円滑に実施できるよう公的身元保証制度の創設

(10) 所得保障のあり方の検討

障害基礎年金の引き上げや認定基準の見直し、住宅手当の創設等、障害者に対する所得保障のあり方の検討

(11) 障害者自立支援法における居住地特例の取扱いについて

障害者の高齢化に伴い、高齢者施設に入所する障害者のサービスの利用に対応するため、居住地特例の対象施設等として介護保険施設、老人福祉施設を追加

44 少子化対策について

【提案の背景・理由】

国においては、少子化の流れを変えるため、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めていく必要があるとの考えに立ち、平成15年7月に少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、児童福祉法改正法が公布され、平成16年12月には、同6月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」が策定され、さらに、平成18年6月に「新しい少子化対策について」を決定し、国をあげて少子化対策を強力に進めています。

県及び市町村においても、こうした国の動きに適切に呼応し、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、平成17年度から子育ての負担軽減など安心して子どもを生み、子育てができる環境を整備するため、地域の特性に応じた様々な施策に積極的に取り組んでいます。

しかしながら、少子化対策を効果的に進めるためには、広範囲にわたる個々の政策を総合的に組み合わせ、長期的に一貫して取り組むことが重要であり、関係省庁が一体となり、国をあげて施策を展開することが不可欠です。

平成19年12月に策定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、仕事と生活の調和の推進と、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等子育てを支える社会的基盤の整備を「車の両輪」とした施策が進められるとともに、その推進のため、児童福祉法等が改正されていますが、今後とも地方において、少子化対策を積極的に推進し、本格的な少子・高齢社会の到来への対応を図るため、その十分な財源の確保を図る必要があります。

については、次のとおり施策の充実・強化を要望します。

【要望事項】

- (1) 児童・家庭関係給付の比重が低く、高齢者関係給付の比重が高い現在の社会保障のあり方の見直し
- (2) 子育てに伴う経済的負担の軽減のための施策の充実・強化
 - 国による児童手当制度のさらなる充実
 - 子育て家庭に対する税制度の見直し
 - 第2子以降の保育料の無料化または軽減
 - 育英奨学金制度の充実
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画や、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の着実な推進のための十分な財源の確保並びに事業の組み

替え等に当たっての、全額国費による財源の確保

- (4) 児童手当の乳幼児加算に伴う地方負担増加分の財源の確保
- (5) 医療保険制度における就学前までの乳幼児一部負担の国の責任による無料化
- (6) 不妊治療に関するガイドラインの早期策定や不妊治療への医療保険適用の拡大なども含めた不妊治療に関する公的支援体制の整備・強化
- (7) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの整備推進とその安定した運営を図るための国庫補助の拡大、基準の緩和及び周産期医療提供体制の充実を図るための周産期医療に係る診療報酬の改正
- (8) 働き方の改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図る企業の取組を促進するとともに、実現に向けた枠組みづくりなど、社会全体の取組とするための政策の推進
- (9) 勤労観・職業観の育成、就労支援の強化、ニート・フリーター対策など、若者の経済的自立の促進
- (10) 結婚や子どもを生き育てることについてのポジティブ・キャンペーンの展開や、子育てを男女が共に担い、社会全体で支援する雰囲気を作り一層醸成するマスコミ等を通じた全国的規模の広報・啓発活動の実施
- (11) 産科医療機関がない離島に居住する妊産婦の経済的負担を軽減するための国の支援策の創設
- (12) 「安心こども基金」の制度見直しについて
地域の実情に応じた的確な取組が可能となるよう、配分額の事業ごとの区分の撤廃及び独自に実施できる事業枠の設定
基金事業が終了する平成23年度以降の継続的な財政支援措置の実施
- (13) 妊婦健康診査の公費負担回数の増加に伴う地方負担分の増加に対する平成23年度以降の財源の確保

45 保育所における看護師等配置の促進について

【提案の背景・理由】

女性の就労の増加や就労形態の多様化に伴い、乳児保育のニーズが年々高まっていますが、特に乳児は身体が未発達で、体調も急変しやすいため、早い段階で不調を発見し、適切な措置を行うことが重要になっています。

このため、各保育所においては、専門的な知識を有する看護師等（保健師・助産師・看護師・准看護師）の配置を進めていますが、現行制度上、看護師等を定数に算入できるのは「乳児6人以上の保育所」に限られています。

安心して預けることができる保育環境を充実していくためには、看護師等の定数参入の見直しが必要です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 看護師等の定数算入について、乳児の人数で線を引くのではなく、現場の判断により、看護師等を保育士定数に算入できる制度への改正

- (2) 看護師等の配置に必要な経費を運営費に加算できる制度への改正

46 社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づく都道府県補助の見直しについて

【提案の背景・理由】

社会福祉施設職員等退職手当共済事業については、昭和36年度の創設以来、加入対象となる施設数、加入職員数の大幅増加に伴い、都道府県補助の事業費負担も増加しています。

また、介護保険における民間の事業主体との対等な競争条件の確保の観点などから同法が改正され、平成18年度から制度の一部見直しが行われていますが、制度創設から45年以上経過し、社会福祉施設を巡る状況が大幅に変化しています。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業に係る都道府県の負担に見合った普通交付税措置
- (2) 都道府県の負担の在り方を含めた制度の抜本的な見直し

47 新興の動物由来感染症の緊急対策について

【提案の背景・理由】

近年、鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱など動物由来の新興感染症の発生が懸念されています。

鳥インフルエンザについては、その対策に努めてきましたが、今後とも警戒を続けるとともに対策の充実が望まれています。

また、ウエストナイル熱、チクングニヤ感染症が国内発生した場合には、現時点では根絶が困難と推察されるため、鳥インフルエンザとは全く異なる対策が必要になります。

さらに、新型インフルエンザについては、地方自治体の果たすべき重要な役割として、医療体制や危機管理体制の整備等に努めていますが、地方自治体が行う対策の実効性を高めるための法的根拠、地方自治体への財源措置等多くの課題が明確になっており、国家的な危機管理の問題として、国が主体となって対策を進めるべきです。

ついては、健康と安全を守る体制を確立し、国民の不安解消を図るため、次のとおり緊急施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

(1) 動物由来感染症対策について

検疫体制の強化による国内での発生の未然防止

動物由来感染症に関する情報の迅速かつ的確な提供

動物由来感染症の予防、検査、治療方法の早急な確立

ウエストナイル熱の媒介蚊対策及びワクチン開発の推進

早急なウイルスの侵入経路の解明による予防策の実施

鳥インフルエンザ防疫対策の強化

(2) 新型インフルエンザ対策について

パンデミックワクチンの早期供給体制の確立

プレパンデミックワクチンの供給及び接種等の実施体制の早急な整備

予防投薬あるいは子どもへの投与を含め、抗インフルエンザウイルス薬の有効かつ適切な使用方法及び使用基準の明示

特定地域への偏在を防ぎ、必要量の抗インフルエンザウイルス薬を安定的かつ円滑に供給するため、適切な流通管理システムの構築

抗インフルエンザウイルス薬の具体的放出方法の明示

大流行期の入院病床を確保するために、独立行政法人国立病院機構が設置する病院等の空床（休棟）の利用促進及び必要な財政措置

医療従事者の感染リスクを十分に勘案した補償制度の創設、発熱外来の設置・運営のための費用、並びに医療従事者の確保等に係る費用についての財政措置

地方自治体を実施するワクチン接種、感染防護具の備蓄、地域住民への食料提供等の住民支援等に係る費用についての財政措置

対策を迅速かつ適切に実施するため、営業自粛等の社会活動の制限を可能とする法的根拠の整備、並びに発熱外来の設置手続きに必要な医療法及び健康保険法の改正等の実施

48 T S E（伝達性海綿状脳症）スクリーニング検査等について

【提案の背景・理由】

平成13年9月、我が国において初めてB S E（牛海綿状脳症）に罹患した牛が確認されたことに伴い、地方公共団体は、国の指示により、同年10月から食用として処理される牛全頭のB S Eスクリーニング検査を実施し、これにより平成21年3月までに死亡牛14頭を含め国内で36頭目のB S E感染牛が確認されました。

国は、平成17年8月1日から、B S E検査の対象を0ヵ月齢以上（全頭）から21ヵ月齢以上の牛に限定し、平成20年7月末をもって地方自治体が行う20ヵ月齢以下の牛のB S E検査に対する国庫補助の経過措置を終了しましたが、と畜場のある全ての都道府県では、消費者の安心の確保のため、自主検査を続けています。

また、平成17年10月1日からは、めん羊及び山羊についてもT S E（伝達性海綿状脳症）検査の実施が義務づけられています。

については、次のとおり提案します。

【要望事項】

- (1) 自治体が行うT S Eスクリーニング検査キットの購入経費の全額を国庫補助とする措置
- (2) T S Eスクリーニング検査実施に伴い、新たに生じた人的経費に対する国による財源措置
- (3) T S Eスクリーニング検査のための検査機材・機器・施設の整備、維持改善等の経費全てに対する国による財源措置
- (4) 特定部位の焼却並びに牛せき柱の除去、分別管理及び焼却等に要する義務的経費（ランニングコスト）全てに対する国による財源措置
- (5) より迅速なT S E検査方法の研究開発

49 男女共同参画社会の推進について

【提案の背景・理由】

少子・高齢化、国際化、高度情報化の急速な進展等により、価値観の多様化やライフスタイルの変化など、男女を取り巻く環境も大きく変わっており、将来にわたって豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が対等なパートナーとして、社会に貢献し、責任を分かち合う男女共同参画社会を実現していくことが重要な課題です。

国においては、これまで「男女共同参画社会基本法」の施行や「男女共同参画基本計画」の策定など、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を講じています。

平成17年12月には、女性の再就職や起業等女性のチャレンジ支援を重要な柱とした「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、平成19年12月には、仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。更に、平成20年1月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、保護命令制度の拡充や市町村に対する基本計画策定の努力義務等が定められるなど、制度の充実が図られました。

しかしながら、男女共同参画社会の実現のためには、なお一層取り組みを推進する必要があるため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 国民各層のコンセンサスづくりや教育及び普及啓発の一層の強化
- (2) 仕事と家事・育児・介護など家庭生活の両立を支援するための施策の充実
- (3) 女性の能力活用に関する企業の取り組みの促進並びに、再就職や起業等女性のチャレンジを支援する施策の充実
- (4) 国の審議会における女性委員の登用等、女性が政策・方針決定過程へ参画する機会の拡大を図る施策の充実
- (5) 配偶者等からの暴力、性犯罪やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、売買春等男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を根絶するための教育、啓発及び防止対策の積極的な実施
- (6) 上述の暴力による被害者を適切に保護するための、法律の周知、被害者救済のための相談体制及び被害者支援体制の充実強化、関係機関や都道府県の連携

強化及び民間団体への支援などの施策の充実並びに加害者対策に関する調査研究の推進

50 同和問題等あらゆる人権問題解決に向けた施策の推進について

【提案の背景・理由】

国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図られているところですが、なお一層の推進を図るためには、地方公共団体との連携及び財政上の措置の強化が必要です。

また、同和問題については、平成13年度末をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効し、国の特別対策はすべて終了しましたが、結婚問題などにみられるように、依然として差別意識が存在しており、重要な課題として引き続き取り組んでいかなければならない状況にあります。

ついては、国において、今後とも同和問題等あらゆる人権問題の解決に向けて、人権施策の一層の推進を図られるよう、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 人権侵害による被害救済の充実強化のため、人権擁護推進審議会の答申に反映されている「国内機構の地位に関する原則」等を踏まえた、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度の早急な確立のための法的措置
- (2) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」の積極的な推進を図るための、各省庁間を総合的に調整する体制の整備並びに地方公共団体との連携及び財政上の措置の強化と、この基本計画に基づく施策の充実・強化
- (3) 「人権教育のための世界計画（プログラム）」の具現化に向けた人権教育・啓発の充実方策の検討
- (4) 同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための、各種広報媒体を活用した啓発活動の積極的な推進
- (5) 地方公共団体の要望を踏まえた人権啓発活動地方委託事業の制度充実

51 ハンセン病問題対策について

【提案の背景・理由】

平成20年6月11日、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、今後、入所者が、地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことが出来るように、どうすべきか、また、何が出来るのか、ハンセン病療養所の将来構想づくりとその実現が課題となっています。こうした現状を踏まえ、成立した法律の理念の実現に向けて、次のとおり施策の実施を要望します。

【要望事項】

- (1) ハンセン病に対する偏見や差別の解消を図るため、特に若い世代に対する啓発を中心とした正しい知識の普及啓発の継続実施
- (2) ハンセン病療養所入所者及び退所者の「生活の質(QOL)の向上」のためのきめ細やかな医療・福祉サービスの提供
- (3) 入所者の良好な生活環境の確保を図るために行う「国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等の必要な措置」(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第12条)について、国の責任による、協議の場の設置、計画への入所者や地方公共団体等の意見の反映、並びに計画実現のための体制づくり

52 水俣病対策の推進について

【提案の背景・理由】

平成16年10月の水俣病関西訴訟最高裁判決後、新たな水俣病対策として、平成17年10月から保健手帳の申請受付再開を実施するなど、熊本・鹿児島両県では国とともに水俣病対策を推進しているところです。

しかしながら、熊本・鹿児島両県で約6千件の認定申請を抱える一方で、十分な検診医の確保ができないことなどから、認定業務を円滑に進めることができない状態となっています。さらに、熊本県は、被害者団体から国家賠償等請求訴訟等を提訴されています。

このような状況の中、平成19年10月に一時金150万円の支給等を内容とする新たな救済策の基本的考え方が与党から示されました。これを受け、本年3月には、与党から水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案が国会に提出されました。また、4月には民主党から水俣病被害の救済に関する特別措置法案が提出されました。

これらを踏まえ、被害者の早期救済をはじめとする水俣病問題への取組みがより一層必要となっていることから、水俣病対策の推進について次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 水俣病被害者の救済に向け、今国会における超党派での協議による新たな救済法の成立とそれに基づく救済策の円滑な実施のための積極的な取組み
- (2) 検診医の確保についての特段の配慮並びに、国の責任による検診体制の整備など、認定業務の促進
- (3) 水俣病発生地域の医療・福祉の連携や再生・融和（もやい直し）の促進等水俣病対策の推進に向けた継続的な所要の財源確保
- (4) 水俣病総合対策医療事業等の実施に伴う関係市町の国民健康保険に係る財政負担の増加に対する引き続き適切な対応

53 アスベスト対策について

【提案の背景・理由】

平成17年6月、大手機械メーカーより、従業員、周辺住民等が中皮腫などアスベストが原因と見られる疾患で発症、死亡したことが発表されて以来、アスベストによる健康被害が社会問題化しています。

このような中、国においては、「アスベスト問題への当面の対応」や「アスベスト問題に係る総合対策」が示され、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定など各般の施策が推進されているところですが、今後とも、これらの施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があります。

ついては、次のとおり施策の充実・強化を早急に講じるよう提案します。

【要望事項】

- (1) アスベストによる健康被害を発見するため、石綿関連疾患の検査を希望する一般住民を対象とした検診制度の早期確立
- (2) 健康被害のおそれのある周辺住民等に対する健診、医療費補助等を先行して実施した自治体の負担に対する財政措置
- (3) 治療方法の研究、治療研究体制の充実及び医療スタッフの確保と知識・技術の向上
- (4) 石綿健康被害救済制度による石綿業務従事者以外の健康被害者に対する救済給付
中皮腫及び肺がん以外の疾病に関する知見の更なる収集によるその取り扱いについての検討
労災補償等との支給額の格差是正など制度改善
- (5) 建材の吹き付けアスベストの解体時以外でのアスベスト調査の義務付け
- (6) 解体等現場周辺におけるアスベスト濃度規制基準の設定により、施工業者に対する現場周辺におけるアスベスト濃度測定義務付け
- (7) 複数の省庁が定めた解体等工事における、煩雑な手続きの簡素化
- (8) 公共施設及び民間建築物における吹き付けアスベスト等の除去等の経費に対する地方負担の軽減
- (9) アスベストにかかる環境基準の策定

54 廃棄物処理対策の強化について

【提案の背景・理由】

産業廃棄物の最終処分場容量が逼迫し、不法投棄の増加が強く懸念される中で、廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の減量化、資源化、再生利用の推進が緊急の課題です。

また、最終処分場に対する規制強化や既に廃止した最終処分場における安全性の確保とともに、PCB廃棄物に係る処理体制の問題や、平成13年4月に施行された特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）における円滑な収集運搬への対応も課題となっています。

については、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、廃棄物処理対策をより総合的で実効あるものとするため、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可に係る有効期限の設定
- (2) 最終処分場設置に係る生活環境保全上の配慮事項の明確化
- (3) 安定型処分場における硫化水素ガスに係る規制強化並びに雨水分離機能や浸透水集排水機能、ガス抜き機能の確保のための構造基準の改正強化
- (4) 安定型処分場に埋立可能な産業廃棄物の種類の見直し
- (5) 稼働中及び閉鎖した安定型処分場におけるガス発生や浸透水水質の状況、並びに下流域への影響等を考慮した必要な改善措置を可能とする法制度の整備
- (6) 不法投棄又は不適正処理に対する罰則の強化
- (7) 既に廃止された廃棄物最終処分場の土壌・水質等の全国調査の実施と調査後の取扱基準の早期明示
- (8) 公共関与による産業廃棄物最終処分場の広域的整備の促進
- (9) 排出事業者による排出量に応じた基金の負担制度の導入や国の基金拠出の増額などによる基金制度の拡充並びに小規模事案等に対する基金活用についての弾力的運用

- (1 0) 小型船舶等について、製造事業者責任を踏まえたりサイクルシステムの拡充並びに、離島地域等における輸送による地域間格差解消のための措置

- (1 1) 廃棄物の資源化、再生利用の促進を目的とした、国の公共建設工事における県認定の再生資源を使用したリサイクル製品の利用促進並びにリサイクル製品のJIS制定の推進によるリサイクル製品の利用拡大の促進

- (1 2) デポジット制度（預託払戻制度）の制度化についての早急な検討

- (1 3) 家電リサイクル制度について
 - 排出家電のフローや家電不法投棄の情報把握
 - 課題発生時の必要に応じた措置（再資源化料金の前払い制の導入を含め、制度の再検討時期を待たず柔軟に対応）
 - （財）家電製品協会が示した不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の実施に当たっての、市町村の実情を十分把握した利活用しやすい制度の運営並びに市町村への技術的支援の強化

- (1 4) 自動車リサイクル法の円滑な実施
 - 拡大生産者責任の徹底
 - 離島地域等において輸送による地域間格差を生じさせない措置の実施

- (1 5) 容器包装リサイクル法の円滑な実施のための、分別収集及び選別、保管等に係る市町村と事業者の費用負担等の適正化

- (1 6) レアメタルのリサイクルシステムの構築

55 海岸域へ漂流・漂着する流木やごみ対策について

【提案の背景・理由】

近年、海岸域では、海外からと思われる流木や医療系廃棄物、廃ポリ容器等更には河川等から流出した流木や葦等のごみなどが大量に漂流・漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけでなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしています。

これらの漂流・漂着物は、原因者が特定できないことから、県や地元市町村等で撤去・回収に努めていますが、こうした状況は、通常の管理の範疇を超えるもので負担も大きく、繰り返し漂流・漂着してくることから、対応に苦慮しているところです。

また、海岸への漂着物は、二次的な被害といえる災害であり、海外からのものは、国際間の問題とも考えられます。

については、海岸域の良好な生活環境や自然環境、漁場環境及び安全な船舶の航行の確保が図れるよう、次のとおり施策の充実・強化を提案します。

【要望事項】

- (1) 恒常的な漂流・漂着ごみの処理（回収・運搬・処分）に係る財政支援措置の創設
- (2) 緊急・災害時の漂流・漂着ごみ処理に係る補助事業制度の拡充
 - 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充
 - 補助対象基準の緩和：漂着量及び事業費の採択基準緩和
 - 漁場漂流・漂着物対策推進事業の拡充
 - 補助対象の拡充：災害時の漁業者による回収を補助対象に拡充
 - 災害等廃棄物処理事業の拡充
 - 補助対象基準の緩和：災害に起因しない漂着ごみの処理経費に係る規模要件（処理量）の緩和
- (3) 医療系廃棄物や廃ポリ容器等の漂着の原因究明、漂流・漂着状況の監視体制の整備並びに流出防止のための国際協力体制の構築
- (4) 河川等からのごみ流出防止対策の充実
 - 流出実態調査や流出防止対策の充実
 - ごみ流出防止のための政府公報等啓発・普及の充実
- (5) 小型の環境整備船の配置等、漂流ごみを回収する環境整備船の対応強化

56 消費者の視点に立ち地方が主役となる消費者行政の実現について

【提案の背景・理由】

昨今、消費生活用製品事故の多発、食品の偽装表示問題など、消費者の安全を脅かす事態が多発しています。

また、投資詐欺や資格商法被害などの悪質商法被害の増加・広域化、社会経済情勢を反映した多重債務問題の深刻化など、消費者問題は益々複雑・多様化してきています。

このような中、国においては、各省庁縦割りとなっている消費者行政を一元的に推進し、全国ネットワークを構築することを盛り込んだ消費者庁を設置するための関連法案が国会で審議されています。

生活の安全、安心を図ることは、地方行政の中心となる重要課題であり、地域の実情に応じて様々な創意工夫のもと、消費者行政についても、地方自治体がきめ細やかな対策を行っており、地方消費者行政活性化基金も活用し、消費者行政の充実強化の取組みを進めているところです。

消費者の視点に立ち地方が主役となる消費者行政を実現し、地方と政府が連携し消費者の声が届くネットワークを創るためには、消費者に身近で日常的に接する地方自治体の役割こそが重要であり、地方の消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要です。

さらに、食の安全・安心については、国民生活を支える柱であり、関係省庁はもとより、国と地方が組織の垣根を乗り越えて緊密に連携するとともに、消費者のニーズを踏まえた法制度の整備や、監視・指導体制の強化、食品関係事業者のコンプライアンスの徹底など、消費者の視点に立った食品安全行政を推進することが必要です。

については、今後の消費者行政の推進に当たり、次のように提案します。

【要望事項】

(1) 消費者行政推進に係る新組織のあり方

現場で対応している都道府県の意見の十分な反映
都道府県と新組織と関係省庁の役割と権限の明確化

(2) さらなる地方消費者行政活性化支援策の充実

(3) 国民生活センターと消費生活センターを結ぶ全国ネットワークの構築

全国ネットワークの構築による情報の集約・分析等消費生活センター等が新たに担うこととなる業務の経費に対する国による費用負担
地域規模など実情に配慮した地方の自主性の尊重並びに全ての地方公共団

体で活用できる仕組みの構築

(4) 苦情相談対応、事業者指導等

改善命令や営業停止処分等の規制権限の幅広い県への委譲による、消費者被害の未然防止や拡大防止、相談苦情等への迅速かつ実効性ある事業者指導の実現

相談員及び立ち入り検査を行う指導員等の設置・拡充や十分な研修機会の確保など組織強化や権限移譲等に伴う新たな財政需要に対する国による別枠での確実な措置

(5) 食品表示制度の充実・強化

JAS法、食品衛生法、景品表示法、健康増進法などの関係法令の整理や食品表示基準の統一などによる、消費者等に分かりやすい表示制度の促進

消費者の安心した商品選択を可能とするため、加工食品の原材料の原産地表示を義務づける原材料の範囲及び義務表示対象品目の拡大並びに外食における原料原産地表示の推進

規制対象の拡大に伴い増加する業務に要する費用に対する必要な財政上の措置

食の安全安心に深刻な影響を与えた悪質な不適正表示を行った事業者に対して、食品衛生法と同様に業務停止命令等を可能とするためのJAS法など関係法令における処分権限や罰則の強化

(6) 輸入食品の検査の充実・情報提供

輸入食品の検査充実を図り、地方自治体や消費者への迅速かつ正確な情報の提供

(7) 食品関係事業者のコンプライアンスの徹底に向けた支援

事業者へのアドバイザー派遣制度や、消費者の立場に立った食品表示に積極的に取り組む事業者等への評価制度など、コンプライアンスの徹底に向けた支援方策の検討

57 光化学オキシダントの高濃度現象に係る対策について

【提案の背景・理由】

平成19年においては、過去最高の28都府県で、平成20年においても、25都府県において光化学オキシダント注意報等が発令され、特に、九州・山口地方においては、地域に起因するとは考え難い、広域的な高濃度現象が発生しているところです。

また、国立環境研究所の研究者からも、九州・山口地方の高濃度現象は、大陸からの移流による影響が一定程度認められるとの見解が示されています。

このような状況を踏まえ、これまでも光化学オキシダント濃度レベルの上昇要因について早急に原因を究明し、必要な場合は、国際的な対応も視野に入れた対策を行うよう要望してきたところです。

これらの要望を受け、国においても、日中韓三ヵ国環境大臣会合での共同研究の合意を受けた日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップの開催や昨年12月の日中韓首脳会議での地域共通の課題である大気汚染に関する協力強化の確認などがなされています。

今後、国民の安全を確保するため、東アジア地域においても、欧米で締結された長距離越境大気汚染条約のような国際的な枠組みを確立し、原因の早期究明とその対策の実現、更には、恒久的に大気環境を保全する必要があると考えます。

また、広域的な高濃度現象の解明には、気象条件や光化学オキシダントの濃度分布などを詳細に把握する必要があるため、地域由来が想定されない箇所へも、大気測定局を設置する必要がありますが、都道府県知事が大気の汚染状況の常時監視のために設置している大気測定局は、ばい煙の規制や緊急時の措置等を講じる際の根拠となるデータ取得を主に想定していることから、発生源を持つとされる地域へ、局所的に設置されている例が多いところです。

したがって、国外からの大気汚染物質の流入を調査・研究するためにも、離島や山間部などの未設置地域へ、国が、積極的に大気測定局を設置することが望まれます。

具体的には下記のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 東アジア地域の恒久的な大気環境保全のための、欧米で締結されている条約のような国際的な枠組みの確立
- (2) 大陸からの移流による影響を研究するための、国による、離島や山間部地域への、積極的な大気測定局の設置
- (3) 環境省の「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の定期開催による、光化学オキシダント濃度上昇のメカニズム及び汚染原因の解明

〔教育・情報対策〕

58 市町村への教職員人事権の移譲について

【提案の背景・理由】

県費負担教職員の人事権については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により「県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うものとする。」と教育行政における地方分権の推進が図られ、市町村教育委員会の意向が強く反映される形となっています。

また、平成20年5月の地方分権改革推進委員会第一次勧告及び6月の地方分権改革推進要綱においては、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、都道府県から中核市に人事権を移譲するとともに人事権者と給与負担者が一致するように検討するとされています。

さらに、平成21年2月の教育再生懇談会第3次報告においては、県費負担教職員の人事権について、中核市をはじめ市区町村教育委員会に移譲することが必要であり、国はその方向で小規模地方公共団体を含め関係者間の協議を促進するとされています。

県教育委員会では、県費負担教職員の服務監督権者である市町村教育委員会の意見を人事行政に十分反映させながら、県において広域人事を行うことにより一定水準の義務教育の維持・向上を図っていますが、市町村へ人事権を移譲した場合、以下の問題が生じます。

(1) 学校の活性化や運営に支障発生

児童生徒数の著しい減少により、中核市以外の市町村では新規採用が見込めないか、もしくは極めて少数の採用しかできないため、教職員の高齢化を招き、学校の活性化や学校運営に支障をきたします。

(2) 教職員の質の不均衡発生

現在の都市志向から優秀な教職員が都市部に集中することにより教職員の質の不均衡が生じます。特に、へき地部では人材確保も困難になり教育の低下等、教育水準の地域間格差が発生します。

(3) 過員が生じることにより現職教職員の退職等の発生

都市部以外の市町村では児童生徒数減少による教職員定数の減や学校の統廃合等が進めば、「過員状態」が生じ、現職教職員の退職や職種がえなどが発生する恐れがあります。

(4) 教科担任の配置に支障発生

市町村へ人事権が移譲された場合、必要な教科の教員を市町村内で確保することが困難になり、必要な教科担任の配置に支障をきたします。

(5) 権限と費用負担のねじれ拡大

現在、政令指定都市においては、市が教職員人事権を持ち、県が給与を負担するというねじれ現象が生じており、その解決が必要となっています。

また、中核市等への教職員人事権移譲による、同様のねじれ拡大を強く懸念します。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

市町村への人事権移譲に伴う給与負担のあり方や移譲の是非も含めた慎重な検討

59 政府開発援助（ODA）等を活用した留学生対策等の拡充について

【提案の背景・理由】

国においては、平成20年7月「留学生受入れ30万人計画」骨子を策定し、アジア、世界の間の人・モノ・カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として、2020年を目途に30万人の留学生受入れを目指すこととしています。

留学生の受入れを増やすには、受入れ体制の質的充実のほか、我が国の生活コストの高さや日本語の習得の難しさなど、依然として解決すべき多くの課題があり、「留学生受入れ30万人計画」の実現には、これまで以上の対策が必要です。

九州・山口地方は、留学生の大半を占めるアジア諸国と地理的・歴史的に最もつながりが深く、将来のアジアの国際的な知的交流の場となるべく、大学間で情報交換に努めるとともに、地方公共団体等においても、留学生に対する各種の支援事業を実施するなど、受け皿の一層の整備を進めています。

ついては、政府開発援助（ODA）等を活用した留学生対策の一層の拡充を図るため、次のとおり提案します。

【要望事項】

- (1) 国費留学生の受入枠の拡大
- (2) 私費留学生に対する学習奨励費給付制度、授業料免除制度等の援助施策の拡充
- (3) 留学生住宅の増設
- (4) 地方公共団体等が行う留学生支援事業に対する財政措置の拡充

60 公立高等学校施設の耐震化のための地方財政措置の拡充について

【提案の背景・理由】

公立高等学校の生徒が安心して学べる教育環境を整備するためには、校舎等施設の耐震化を早急に進める必要があります。

特に、大規模な地震により倒壊等の危険性が高い施設については、最優先で耐震化に取り組むことが重要です。

しかしながら、公立高等学校施設の耐震化については、地域防災計画上の避難所に指定されている場合にあっては、防災対策事業債を充当でき、その元利償還金の50% (Is 値0.3未満は66.7%) について地方交付税措置がありますが、避難所に指定されていない場合にあっては、臨時高等学校整備事業債を充当することとなり、これについては地方交付税措置がない状況です。

については、公立高等学校施設の耐震化を迅速に推進するため、次のとおり要望します。

【要望事項】

公立高等学校施設の耐震化を一層促進するための財源となる地方債元利償還金に対する地方交付税措置の新設

61 地域の情報化の推進について

【提案の背景・理由】

平成18年1月に策定された2010年度を目途とする「IT新改革戦略」が目指す「情報格差のないIT社会」を実現するためには、離島、山間地の多い九州・山口地方においては、ブロードバンドや携帯電話をはじめとした情報通信基盤に係る地域間格差（デジタル・ディバイド）の是正が喫緊の課題となっており、また、地上テレビ放送のデジタル化については、アナログ放送が終了する平成23年7月までに、デジタル難視聴世帯が生じないようできる限りの対策を講じることは言うまでもなく、スムーズな移行はもちろん、現行のアナログ放送で視聴していた放送はデジタル放送への移行後も引き続き視聴可能となるよう、送信側と受信側の環境整備が必要です。

また、ユビキタスネットワーク社会の実現のためには、超高速無線LAN技術、電子タグ技術、センサーネットワーク技術、IPv6技術、携帯情報端末などのユビキタス関連技術の研究開発の一層の推進が求められています。

さらに、電子自治体の構築による、住民サービスの向上や業務の効率化、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続のオンライン化が進められている中、旅券オンライン申請がサービスの停止を余儀なくされるなど、オンライン利用が全体として進まない状況は、国のIT新改革戦略ばかりでなく地方公共団体の電子化の推進にも大きく影響するものです。

このような状況を踏まえ、地域の情報化をより円滑に進めるため次のとおり施策の拡充・強化を要望します。

【要望事項】

(1) 平成20年6月に策定された「デジタル・ディバイド解消戦略」に基づく施策の充実等

「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」に基づく、ブロードバンド世帯カバー率（高速100%、超高速90%）の達成に向けた必要な措置

ア ブロードバンド・ゼロ地域の早期解消のための、FTTH、ADSL、ケーブルテレビ、FWA、衛星インターネットなどの情報通信基盤の整備に対する地方公共団体への支援拡充

イ 人口が少なく維持管理経費を料金収入では確保できない地域に対する財政的支援を含めた多様な支援及び通信事業者に対する十分な要請措置

ウ 過疎、離島等条件不利地域において、ブロードバンドサービスを提供するために必要な施設整備を行う通信事業者に対し助成措置等を行う地方

公共団体への財政支援の一層の拡充及びブロードバンドインターネット
接続サービスを運営する地方公共団体への財政支援措置

地域イントラネット基盤施設整備事業など地域公共ネットワークの整備
に係る財政措置の拡充及び公共アプリケーションの利活用促進を対象とし
たソフト事業への財政措置

合併市町村、法定合併協議会が設置された地域及び離島を有する市町村
の情報基盤整備事業の円滑な実施に必要な財源確保及び財政措置の拡充並び
に本土と離島間の中継回線の環境整備及び維持に対する財政支援制度の創設

光ファイバー網の整備に当たっての、道路の地下空間を活用した電線共
同溝及び情報BOX等の整備促進

公共施設管理用光ファイバーの開放に関し、地方公共団体の活用に配慮
した措置の拡充

過疎・離島地域など携帯電話サービスの提供が見込めない地域の解消を
図るための、新技術の普及促進及び携帯電話等エリア整備支援事業に係る十
分な予算の確保

ブロードバンド、携帯電話サービス、地上デジタル放送及びICTの利
活用促進を一体的に推進する複合的な整備に対する支援の拡充

市町村が地域づくり等のために総務省以外の事業で整備した情報通信基盤
について、電気通信事業者への開放を可能とする柔軟な取扱及びあらかじめ
開放分を含めた事業対象の拡大

(2) 地上テレビ放送のデジタル化について

デジタル中継局の整備について、支援が必要な過疎、離島等条件不利地
域が都市部と同等のサービスを楽しむよう適用範囲の拡充及び対策完了
まで事業予算の十分な確保

難視聴地域における共同受信施設のデジタル化の前提になるデジタル中
継局の早期整備について、放送事業者に対する要請及び中継局ロードマップ
の随時見直し措置

県外放送が生活に根付いている地域における、アナログ波と同等の視聴
可能範囲の確保

ケーブルテレビのスムーズなデジタル化のため、複数のCATV事業者
がデジタルヘッドエンド設備を共同で構築・利用することへの支援等、適
切かつ十分な予算措置

難視聴地域における共同受信施設のデジタル化改修や新設に対する支援
ア 利用者や市町村、特に経済的弱者の負担を軽減するための措置及び該当
施設の整備完了までの十分な予算の確保

イ 中継局の開局時期に合わせた、辺地共聴施設整備事業の募集時期の弾力

的運用など、地上デジタル放送への円滑な移行に向けた適切な措置
都市型受信障害対策共聴施設のデジタル化について

ア デジタル化のための改修費用などに対する支援措置の一層の拡充と対策
完了までの十分な予算の確保

イ 当事者間協議の円滑化のための、具体的な協議の進め方の早期提示及び
相談体制の確立

受信側の地上デジタル放送への円滑な移行を図るため、視聴者への更なる
周知広報の実施。さらに、視聴者からのデジタル化に関する相談や支援
などへのきめ細やかな対応を図るため、各都道府県に設置された総務省テ
レビ受信者支援センターの一層の機能拡充。

経済的弱者への簡易チューナーの給付やアンテナ改修の支援など、地上デ
ジタル放送の普及のための十分な支援措置に係る十分な予算の確保

アナログ放送の終了までにデジタル難視聴世帯を生じさせないためのあ
らゆる対策を実施し、それでもなお地上系ネットワークの整備完了までの
間衛星によるセーフティネットの実施が避けられない場合の、地上系ネッ
トワークの整備の時期及び方法の明示並びにセーフティネットの期間及び終
了後における現在のアナログ放送と同等以上の放送環境の確保

地方公共団体の施設及びこれに起因する受信障害対策のデジタル化対応に
要する経費に係る地方財政措置の拡充

公共分野におけるデジタル放送の利活用を図るための、住民サービスを
向させる新たなアプリケーションの積極的な研究開発及び開発されたアプ
リケーションの地方公共団体への提供

(3) ユビキタスネットワーク社会の実現に向けたユビキタス関連技術の研究開
発の一層の推進並びに、地方における取り組みの進展を図る実証実験の地方
展開及び新規導入に当たっての財政支援措置の拡充

(4) 地方公共団体の行う情報通信基盤等の整備及び運営経費に対する財政措置
の充実

(5) 地方における電子行政の円滑な実現

国の法令に基づき地方公共団体に対して行われる申請・届出等手続のついで、
住民の利便性の真の向上が図られるよう、本人確認手段や添付書類の
扱い等制度の見直しを含めた更なる簡素化・合理化の実施

電子行政の基盤となる公的個人認証サービスに係る、広範囲な普及と費
用削減に向けた抜本的な措置

出産、引越等のライフイベントごとのワンストップサービスなど、先進国に

ふさわしい電子行政の実現に向け、国と地方の情報システムの相互連携を可能とする共通基盤を開発するとともに、自治体が容易に電子化を推進できる S a a S 型自治体情報システムを構築

行政サービスの向上や効率的な行政運営のため、地方公共団体の情報システムの標準化・共同化・ネットワーク化の推進及び地方公共団体への支援策の実施

〔その他〕

（特別提案・要望事項）

62 米軍基地問題の解決促進について

【提案の背景・理由】

沖縄県には、現在もなお、狭隘な県土に全国の米軍専用施設面積の約75パーセントにのぼる広大な米軍基地が所在しており、計画的な都市づくりなどの振興開発を促進する上で大きな制約となっているほか、米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題等が県民生活に多大な影響を及ぼしています。

沖縄県民は、戦後64年間にわたってこのような広大な基地の存在及び運用等に伴う過重な基地負担を背負ってきており、基地問題の解決を強く望んでいます。

沖縄県に所在する米軍基地の整理縮小を着実に推進するためには、S A C O合意事案を実現させ、段階的な基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると考えており、現在、その実現に向けて沖縄県は国と連携を図りながら取り組んでいるところです。

このような中、平成18年5月1日に在日米軍再編にかかる日米の最終合意がなされ、海兵隊司令部等のグアムへの移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還・整理・統合が盛り込まれるなど、米軍基地の整理縮小に向けた方策が示された内容となっており、確実に実施されなければならないと考えています。

普天間飛行場の移設に係る日米合意案については、地元名護市から可能な限り沖合に寄せてもらいたいとの要望があります。政府においては、このような地元の意向に十分配慮することが早期移設につながるものと考えています。

また、移設するまでの間であれ、現在の普天間飛行場の危険性をそのまま放置することはできないことから、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、「3年目途の閉鎖状態の実現」を政府に対して求めているところです。

さらに、S A C O合意事案はもとより、在日米軍再編最終合意による嘉手納飛行場より南の米軍基地の返還等の実施に当たっては、駐留軍従業員や跡地利用など地域住民の生活及び隣接する地域への影響など県民生活に対する総合的な対策が不可欠です。

なお、今回の合意事案以外についても、日米両政府においては、県民の目に見える形での米軍基地の整理縮小等に取り組むことが必要です。

また、米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題等の解決を促進するためには、米軍基地の提供や運用等を定めた日米地位協定を抜本的に見直すこと、基地の運用に伴う安全性の確保や米軍人等の犯罪防止に万全の対策を講じ、綱紀粛正についてより一層の徹底を図ることなどが必要です。

沖縄の基地問題は、単に沖縄という一地域の問題ではなく、我が国の外交・安全

保障政策の根幹であり、国民全体に関わる重要な課題です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

過重な米軍基地を負担している沖縄の実情及び県民の強い意向を踏まえた、沖縄県の米軍基地問題の解決

63 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

【提案の背景・理由】

長崎県佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、立神港区第4・5号岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しています。

国においては、佐世保港のすみ分けを視野に入れた、ジュリエット・ベイスンにおける新たな岸壁の整備や弾薬庫の移設等に積極的に取り組んでいただいています。が、なかでも、立神岸壁等の返還については、「基本的な考え方が日米合同委員会で合意」され、その条件であるジュリエット・ベイスンの新たな岸壁もまもなく完成予定です。

また、臨海地帯の中心部を占め、周辺地域に住宅が密集し、弾薬庫の存在が住民に不安を与えている佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）については、日米合同委員会施設調整部会で佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移設に伴う針尾島弾薬集積所の施設整備に関し、日米双方の認識が一致したところです。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 立神岸壁等のすみやかな返還
- (2) 立神岸壁の競合問題の抜本的解決までの間における、現在使用中の民間企業による使用の継続
- (3) 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期移転・返還

64 太陽光発電システム及び次世代型自動車の導入促進について

【提案の背景・理由】

世界のエネルギー消費量は依然として増加傾向にあり、その約9割を石油等の化石燃料に依存している状況にあります。

こうした状況の中、「京都議定書」の第1約束期間が平成20年4月から始まり、わが国をはじめ、各国が本格的に二酸化炭素等温室効果ガスの削減対策に取り組む必要がでてきています。

また、平成19年2月に公表されたIPCC第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定するとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定され、今後、21世紀末には1990年に比べ、地球の気温が1.1～6.4上昇すると予測されるなど、重大な地球環境問題となっています。

地球温暖化防止の施策の中でも、新エネルギーについては、資源制約が少ないこと、二酸化炭素の排出が少なく環境に与える負荷が小さいこと、潜在的に大きな供給力を担う可能性があること等から、積極的な導入が求められています。

このため、平成20年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」の中で、太陽光発電については、導入量の大幅な拡大が明記され、これを受けて、住宅用の太陽光発電システムの設置に係る補助事業が導入されたところです。

また、電気自動車等の次世代自動車の導入については、2020年までに新車販売のうち2台に1台の割合で導入するという野心的な目標が掲げられており、費用の一部支援などの導入支援の充実による初期需要の創出等が必要とされているところです。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 地球温暖化防止という観点から、また、わが国の太陽光発電導入目標達成のため、住宅用太陽光発電システムの補助額の拡充、太陽光発電による電力の長期固定価格買取制度の導入、民間事業者が導入する際の補助制度の拡充、グリーン電力証書制度の普及促進などにより、太陽光発電導入時のコストを早期に回収できる制度の更なる充実
- (2) 排出量のうち約2割を占める運輸部門からの二酸化炭素削減や電気自動車等の初期需要の創出の観点から、電気自動車等及び急速充電器の導入時における補助率の引き上げ(現行1/2から2/3)等制度の拡充

65 北朝鮮による拉致問題の早期解決について

【提案の背景・理由】

北朝鮮は、平成20年8月に開催された日朝実務者協議において、拉致被害者に関する全面的な調査等を行うことで合意したところですが、同年9月、調査の先送りを一方的に通告し、現在に至るまで合意事項を実施するに至っていません。

加えて、北朝鮮は、本年4月5日に行なったミサイル発射行為への国連安全保障理事会議長声明や制裁措置実施などに対し、六カ国協議からの離脱を表明するとともに、5月25日には、安保理決議に違反して地下核実験を行うなど、拉致問題の真相究明及び解決への見通しについては、大きな懸念を抱かざるを得ない状況となっています。

拉致問題は、人間の尊厳、自由及び基本的人権を侵害する未曾有の国家的犯罪であり、国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

政府におかれては、拉致問題の一刻も早い全面解決に向けて、国際社会と連携し、毅然とした態度で交渉を続けられるよう、強く要望します。

【要望事項】

- (1) 平成20年8月の日朝実務者協議で合意した、生存者を発見し帰国させるための、拉致被害者に関する全面的な調査を、一刻も早く履行するよう、北朝鮮に強く要請
- (2) 生存者及びその家族の永住帰国の早期実現
- (3) 被害者及び被害者の家族が受けた損害に対する賠償を、北朝鮮に強く要請
- (4) 拉致実行犯の早期引き渡しを、北朝鮮に強く要請

66 中国からの訪日観光客の増加のための短期滞在査証（ビザ）の発給に係る取扱いの緩和等について

【提案の背景・理由】

2008年の日本からの海外旅行者は年間約1,599万人を超えているのに対し、日本を訪れる外国人旅行者は約915万人にとどまっています。このため、国においてはグローバル観光戦略を策定し、観光産業を21世紀のリーディング産業と位置づけるとともに、観光立国推進基本計画において、2010年までに外国人旅行者数を1,000万人にすることを目標とし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にすることを目指して、東アジア等からの訪日観光客へのビザの発給に係る要件の緩和等を進めているところです。

しかしながら、我が国の外国人に対する訪日旅行ビザ制度が、海外からの旅行者を増大させるに当たっての大きな障害となっていることから、良好な公安、治安の維持に配慮し、この手続きにかかる負担をできる限り軽減する方向で検討を進め、特に現在、観光のみの目的で訪日を希望する中国人に対しては、平成21年夏頃より北京、上海、広州に限定して、また平成22年夏頃には中国全土で個人での訪日観光を可能とするビザ発給要件の見直しが行われたが、このことを着実に実現させることが必要です。

については、次のとおり要望します。

【要望事項】

一定条件の下、着実に個人での訪日観光が可能となるよう、中国人に対する短期滞在査証の発給

67 新しい公益法人制度へのスムーズな移行に係る取組について

【提案の背景・理由】

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度にみられた様々な問題に対応するため、平成18年6月、公益法人制度改革関連3法が公布され、明治29年の民法施行以来初めて公益法人制度の抜本的改革が行われることとなり、平成20年12月1日から施行されました。

法の施行により特例民法法人となった約25,000の法人は、施行後5年間の移行期間のうちに公益社団・財団法人への移行、あるいは一般社団・財団法人への移行等それぞれの方向を決めていきますが、これらの法人はその規模も事業内容も様々であり、また、制度の内容もかなり複雑であるため、多くの法人が試行錯誤しつつ準備を進めているところです。

国及び各県においては、説明会の開催、個別相談等により制度の周知に努めていますが、現行の特例民法法人が移行等を完了するまでには、なお、相当の対応が必要になると予想されます。

については、このような状況を踏まえ、新しい公益法人制度へスムーズに移行できるよう、次のとおり要望します。

【要望事項】

- (1) 国民への制度の普及・啓発の徹底
- (2) 特例民法法人（国所管法人で新制度において知事に移行認定等を申請するものを含む。）の新制度移行のための適時適切な情報提供などの支援